

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和4年6月24日（金）

午前10時01分～午後2時18分

場 所： 議場

| | | | | |
|--------------|-----------------|------------------------|------------------|--------------------------|
| 出席委員 (6人) | 委員長 委員 委員 | 三階道雄 安斉きみ子 大野まさき | 副委員長 委員 委員 | 岸田めぐみ 斎藤せいや 石山ひろあき |
|--------------|-----------------|------------------------|------------------|--------------------------|

| | | | | |
|-------|--|--|--|-------------------------------|
| 出席説明員 | 市民自治推進担当部長 企画課長事務取扱（兼） 市民自治推進担当課長事務取扱 | 田島元 | | |
| | くらしと文化部長 子ども青少年部長 子ども家庭支援センター長 子育て・若者政策担当課長 道路交通課長 公園緑地課長 教育部長 | 須田雄次郎 本多剛史 田島佐知子 水野誠 檜島幹夫 長谷川哲哉 鈴木恭智 | 文化施策担当課長 子育て支援課長 児童青少年課長 | 宮崎武 植田威史 石山正弘 |
| | 教育振興課長 図書館長 学校支援課長 | 加藤大輔 横倉妙子 麻生孝之 | 教育部参事 教育指導課長事務取扱 社会教育・文化財担当課長 中央図書館整備担当課長 総括指導主事 | 細谷俊太郎 齊藤義照 萩野健太郎 高橋篤 |

案 件

| 件 名 | 審 査 結 果 |
|--|-----------|
| 1 4 陳情第 6 号 都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを 求める意見書提出を求める陳情 | 採択すべきもの |
| 2 4 陳情第 3 号 学童クラブ移設に関する陳情 | 趣旨採択すべきもの |
| 3 所管事務調査 GIGAスクール構想について | 継続調査 |
| 4 特定事件継続調査の申し出について | 了承 |

協 議 会

| 件 名 | 担 当 課 名 |
|---|----------------|
| 1 パルテノン多摩グラウンドオープン以降のスケジュール等について (報告) | 文化施策担当 |
| 2 高校生等医療費助成の事業概要について | 子育て支援課 |
| 3 令和 4 年度第 1 回多摩市子ども・子育て会議の概要について ・待機児童数一連報告 (子育て支援課) ・令和 3 年度子ども家庭支援センターの相談状況について (子ども家庭支援センター) ・令和 3 年度地域子育て支援拠点事業の利用状況について (子ども家庭支援センター) ・学童クラブの令和 4 年 4 月入所の待機児童状況について (児童青少年課) ・令和 3 年度放課後子ども教室事業の実績について (児童青少年課) ・多摩市子ども・子育て会議委員の改選について (子育て・若者政策担当) | 子育て・若者政策担当 |
| 4 パルテノン多摩こどもひろば O L I V E の実施状況について | 子ども家庭支援センター |
| 5 令和 4 年度 連光寺児童館及び落合児童館の移転前後の運営スケ ジュールについて | 児童青少年課 |
| 6 市道 2 - 3 号幹線 (和田中学通り) の拡幅整備事業について | 道路交通課 教育振興課 |
| 7 多摩第三小学校の整備の方向性について | 教育振興課 |
| 8 多摩ふるさと資料館内・展示室 3 の公開について | 社会教育・文化財担当 |
| 9 都指定史跡用地に関する申し出について | 社会教育・文化財担当 |
| 10 旧富澤家住宅の管理運營業務等について | 社会教育・文化財担当 |
| 11 令和 4 年度 I C T と健康セミナーの開催予定について | 学校支援課 |

| | | |
|----|--------------------------|-----|
| 12 | 多摩市立中央図書館整備の進捗状況について | 図書館 |
| 13 | ベルブ永山を活用した庁舎狭隘化対策の方針について | 企画課 |
| 14 | 行政視察について | — |

午前10時01分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それでは日程第1、4陳情第6号 都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情についてを議題とする。

なお、4陳情第6号については署名の追加があったので、事務局より報告をお願いする。

山本議会事務局次長 4陳情第6号について、これまでの署名は7名だった。本日までに追加の提出が402名あった。合計して409名である。

三階委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。

また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言をお願いする。

それでは、お名前をおっしゃってからご発言をお願いする。

陳情者(川上千恵氏) 教育を考える多摩市民の会の川上千恵である。貴重なお時間をいただき、ありがとう。陳情書に沿ってお話します。

都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情。

東京都教育委員会は、ベネッセコーポレーションと協定を結び、令和5年度、都立高校入試において英語のスピーキングテストを導入しようとしている。都の方針に従い、多摩市をはじめ各自治体は、昨年度からプレテスト

を実施した。学校現場からの報告を聞き、英語のスピーキングテストに対し、抱いていた疑問、不安がより大きくなった。

塾などで、慣れている子たちの一方で、機器の取扱いでつまずき、パニックになった子もいたと聞く。スピーキングテストの結果が来るのは1月、ほぼ志望校を決定した後で、子どもたちのメンタルな面も含めてフォローしなくてはならない担任は、正直戸惑っている。子どもたちの大きな不安を解消できるだろうか、子どもたちは、入試を自分たちの将来を左右するものとして臨む。なぜなら入試は1点の差で合否が判定される厳しいものだからである。

その入試総合得点の20点をスピーキングテストの結果が占めることになる。フィリピンの組織に委託し、8万人を採点、公平さが保たれるのか心配である。このようなテスト形式では、塾などで経験を積んだほうが有利になり、家庭の経済格差が結果に結びつく可能性がある。

子どもたちは、本来の入試の重圧に加え、大きな不安を抱えている。他の教科は各23点なのだが、英語だけ43点になる、これは不均衡だと思う。本来の目的を見失うことにならないだろうか。英語力を身につけ、グローバルな活躍を期待すること自体反対ではない。しかし、現在、公立小・中学校での英語の授業では、発音など気にせず話そうと指導しているのに、いきなりテスト、しかもAからFで評価する。これでは楽しく英語を学び、身につけていく授業の努力を台なしにし、子どもたちは萎縮し、英語嫌い、苦手意識を強くするのではないだろうか。

既にスピーキングテストを受験しないと決めている生徒が少なからずいる。AからFのランクの結果が来るだけで、どこが悪かったというコメントさえないと聞いている。保護者への周知、社会的な評価は十分だろうか。保護者は、子どもたちが英語力を身につけていくことに期待しているが、都教育庁指導企画課から配られたプリント1枚で、我が子が大切な高校入試で、さらなる試練を重ねることを周知しているとは言えない。大学入試では既に中止されている。高校入試でも検討すべきである。

また、個人情報流出も心配である。3年前、同様の民間試験を活用するという大学入試のときの国の方針は、高校生も反対の声を上げ、中止された。

中学生はまだ声を上げることができない。入試に導入することは乱暴ではないだろうか。

以上のような様々な疑問、不安から、下記の内容を陳情する。

都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書を都に提出すること。どうか子どもたちの不安な状態に思いを寄せ、ご審議いただけるようお願いする。ありがとう。

三階委員長 以上で、市民発言を終わりたいと思う。

本件の陳情内容について、市側から説明は特にないので、これより質疑に入りたい。質疑はないか。

安齊委員 それでは、何点かお伺いする。

私は、当事者である中学生がどれだけこの英語スピーキングテストを知っているのだろうかということのをちょっと思って、私はもうおばあちゃん世代だから、孫に中学生がいる知人に数人聞いてみた。そのうちの1人が、一軒が中学3年生のお孫さんがいるご家庭だったが、ところが、全くこの話、話題になったり聞いたこともないということである。

それでもう一つ、中学生の生の声を聞くチャンスだと思って、いつも夕方になると我が家の前を中学生のグループが複数のグループで帰っていくのによく出くわすが、昨日、待てども誰も通らない。よく聞いたら、どうも期末テストでお帰りが早い時間だったようである。

なので、私はちょっとじかに子どもの声を聞いてないが、本当に子どもの声が聞きたいと思った。本当にこのことを知っているのだろうかということである。

それで私の団地のすぐ隣に中学校があるわけなのだが、そこでもやはり都立高校を受験する生徒が一番多い。だから、多摩市の中学校で都立高校入試に英語スピーキングテストが導入されるという、その周知が本当にどこまで行われているのかということをお伺いしたいわけである。

5月に周知ビラ、A4の1枚で、先ほども陳情者からあったが、お知らせらしきものは来たというわけなのだが、この学校教育、特にその中学生たち本人、それから家族の方たち、保護者の皆さんである。どのようにこの周知がされようとしているのかも含めてお答えいただければと思う。

細谷教育部参事 中学校英語スピーキングテストの生徒及び保護者への周知についてという
ことで、どのような形でなされているのかというご質問だった。

こちらについては、まず本年のことについてご説明をするが、本年4月には中学校の、これは3年生に限らない、都内公立中学校等に通う生徒及び保護者の皆様へということで、中学校英語スピーキングテストのお知らせという、こちらはパンフレットが、このような形で配布をされている。こちらは全ての中学校、中学生の保護者、それから生徒向けである。

また、5月には、中学校第3学年の生徒、保護者向けということで、中学校英語スピーキングテストの概要という形で、こちらもちよっと見づらくて申しわけないが、このような形のパンフレットが配布をされている。

また、6月になって、これは今週の火曜日に来たものだが、中学校英語スピーキングテスト、E S A T - J ニュースというものが届いて、こちらもこれから学校を通して配布をしていくという形になる。

また今後、今週もう既に始まっている学校もあるが、各中学校では、進路説明会というような形で、保護者に進路の様々なこれからの手続、また、学校のことなどについて説明をしていくところだが、その中でもE S A T - J については説明をする。また、今回初めてのことであるので、丁寧に説明するようにということで、教育委員会のほうからも各学校の校長には指示をしているところである。

また、こちらは保護者のみならず生徒についても、英語の時間であるとか学級活動の時間などを活用して、進路指導の場面等でしっかりとE S A T - J について、また、都立高校入試への活用について説明するようにということで指示をしているところである。

安齊委員

そうすると4月、5月と一応お知らせはあったと。ただ、今からだという感じはやはり今ご答弁いただいて思った。何せ実施要綱というか、それも今回の一般質問の中で2人の議員、橋本由美子市議会議員といぢち恭子市議会議員が取り上げたわけだが、その時点ではまだなかった。だから資料としては、提出できないということになっていた。

そうすると、これから丁寧に進路説明会で子どもたちに直接説明もあるかと思うわけなのだが、やはり子どもたちがあの内容を本当に理解できる

だろうかということ。私は2人の議員の質問の中で、正直初めて知ったことがたくさんあった。それからまた資料を見てもよくわからない。まず、子どもたちに丁寧な説明が必要だということ、これはもう本当に外せないと思う。ぜひその辺りをお願いしたいと思う。

それでどうもその2人の議員さんの一般質問のやり取りを見ても、また、提出された資料を見ても、正直、私なんかはおかしいなと思う。何でこんなテストになるのだろうと思うわけである。それから、そこまでして点数をつける意味が本当にあるのかしらと思ったわけである。

例えばいち議員の質疑で明らかになったように、受験者はその申込みの際に学校や氏名、それから顔写真、こうしたことを登録することが必要で、先ほども個人情報の問題が陳情者からもあったが、その提出先は、委託を受けている事業者のところに行くわけである。まさしく民間の事業者である。そういうことも一つ問題だと私は思っている。

それから、インフルエンザの罹患等でやむを得ない理由によって受験できなかった生徒、いわゆる不受験者、受験ができなかった子たちについて、同じ生徒のE S A T-Jの結果に基づいて、仮のE S A T-J結果が求められて、その点数が適用されると。これは答弁をそのまま写したが、ということで、受験できなかったことが不利にならないように取り扱われるとは書いてあるのだが、一見、公平性を担保するみたいに書いてあるわけなのだが、なぜそこまでしてやらせるのか。

特に、橋本市議が求めた資料で、E S A T-J不受験者の主な扱いについてという資料を読むと、その書かれている表の意味が、私、さっぱりわからない。なので、その辺りまで本当に子どもたちにも説明しないと、万が一受験するときに、スピーキングテストをやるときに、自分が体調悪くしたときはどうすればいいだろうということは誰もが考えることだと思う。これも本当によくわからないが、そういうところの説明がきちんとできるのかどうか。

それから障がいを持つ生徒の対応、例えば吃音による措置申請、これはできるようにはなっている。しかし、いち議員とのやり取りの中で、たしか、回答時間を指定してこれを間と捉えるか、そうではないと捉えるか。どう考

えてもその辺りがちょっと不思議な考え方というか、基準だなど思うわけなのだが、もう1回改めて聞くが、こうした説明をどこまで生徒や保護者に説明なさるおつもりなのか、その辺りをまず聞いてみたいと思う。

細谷教育部参事 様々なご不安な点を今いただいたのかと捉えている。

なかなかこの点数のつけ方やその辺り、入試に生かすあたりは、入学者選抜とも関わるところなので、多摩市教育委員会としてお答えする材料は持ち合わせていないところだが、ご不安のあった、不受験者についての大変複雑ではないかというご指摘、また、措置申請についてということで、どこまで説明するのかということであったが、こちらについては繰り返しにもなるが、この後、各学校には保護者への全体の説明はもちろんのこと、申請が必要と思われる生徒の保護者、また、生徒自身に対しては特に丁寧に説明をしていくこと、また、不受験者の扱いについては必ず保護者にも、そして生徒にも、管理職が説明するようにというところで指示を出しているところである。

安齊委員 もう一つは、民間企業がその受験会場まで深く関与する。これもいざち議員とのやり取りの中でもはっきりしてきた。スピーキングテスト自体も初めてだろうが、今までにないような受験の設定の仕方、やり方である。おそらく私はこれから詳しい説明をなされば、生徒や保護者から必ずこの心配や不安、疑問の声、これが上がってくるのではないかと考えているわけである。それで、その保護者や生徒からの相談の受付だが、これは本当に市教育委員会がその最前線に立って説明をなさるのか、それとも都教委のほうでいろいろとご用意があるのかどうか。それこそ、本当に不安になったときに、すぐに聞ける場所というのはどういうところになるか。

細谷教育部参事 民間の企業が入ることへのまずご不安というところであるが、こちらについては東京都教育委員会からは、当該の事業者と締結している基本協定、また、覚書において事業者がE S A T - Jに関する模擬試験や関連教材の作成、販売をしたり、E S A T - Jのウェブサイトにおいて、教材の購買を勧誘するような、そういう表記を行ったりするなどの具体的な禁止事項を明記して、利益相反行為を禁止しているという説明を受けている。

また、個人情報についても、確実に管理できるという説明を受けていると

ころである。

こちら説明をすれば、また、心配の声が上がるのではないかというところであったが、東京都教育委員会でも、保護者から、また、生徒からの質問に応じられるような専用のダイヤルを設けていて、電話での質問が可能となっている。

ただ、やはり第一義的には、学校に対してが一番質問しやすいところかとも考えているので、多摩市教育委員会としては、学校には何か保護者からの不安の声等で、学校が答えられないようなものがあればすぐに市教委に連絡してもらいたいということ。また、市教委としても東京都教育委員会に問い合わせるなどして、適切に回答していきたいと考えている。

安斉委員

民間事業者の対応については、つい昨日もだったか、尼崎市でいわゆる市から委託した業者が、個人情報、全市民分の入ったフロッピーをなくしてしまうという問題が出ていたが、正直言うといちち議員も質問した中で言っていたように、今度受けてくれる事業者は、過去にもそういう個人情報の流出したところで問題になったし、様々なところで私たちも疑問をちょっと持っている。私なんかは、そういう事業者だということちょっと申し上げておきたいと思う。

それで、学校に対してが一番質問しやすいだろう、まず、担任の先生とか、そして、それは市教委から都教委のほうにも連絡してきちんと答えていくということなのだが、この内容たるや非常に項目も多いし、複雑過ぎて、私はこういう説明が本当にしっかりとできるというか、それがまた生徒が特に理解ができるか、そこは非常に疑問だなと思っているわけである。しかも、もう少し間があればよい。でもこの秋に行われるわけだろう。そして、年明けに使われ、2月の入試に使われると。そういったところでは本当に短時間にとにかくやるのだという、そういう都の教育委員会だろうが、その姿勢が透けて見えてくると思っているところである。

もう一つ伺いたいのが、一体学校現場では混乱がないのかどうかということである。いちち議員の質問に対して市の答弁は、都教育委員会は、E S A T-Jについて、授業において特別な対策は不要であると説明をしているとお答えになっていたと思う。

でありながら、一方では先ほどもお話が答弁であったが、授業や学校における教科指導以外に学ぶための機会を提供することも必要と考え、自学自習のための教材を準備し、ホームページ上で公開、提供しているという答弁もあるわけである。片方では、何も授業に差し支えない、特別対策を取らなくても大丈夫だと言いながら、実際こういうふうな教材の提供とかそういう情報提供をしていく。非常にここにも矛盾があるのではないかと思うが、多摩市内の中学校では、このE S A T - Jのために教員が日頃からやっている、いわゆるカリキュラムをこなしていく業務以外に、このスピーキングテストのための特別な変更もあり得るのではないかと私は思うし、ちょっとそうした話も聞いているが、学校現場の負担になっているのではないかという私の疑問に対してお答えいただきたい。

細谷教育部参事 学校現場の混乱があるのではないかというご指摘であった。

こちらについては初めて行われるところでもあるので、そういった意味では、様々な形で学校も確認するものがあつたりして、多少の不安というか、疑問が湧いているところはあるかとは考えている。

こちらについては、まず実施要綱の話が先ほど出たが、実施要綱については、この6月16日に東京都教育委員会が公表をしたところである。

その後、実際にこちらに届いたのは6月17日の朝ということなのだが、6月20日に、これまでの配布資料であるとか様々な情報提供を行うために、中学校の校長先生方を対象として、臨時の校長会を行った。こちらで丁寧に実施要綱の内容について、また、生徒や保護者にどのような形で周知をしていくのかということについて具体的に指示をしたところである。

また、昨日になるが、6月23日、こちらは各中学校の進路指導主任会というものがあつた。こちらにおいても例年であると職場体験のことであるとか成績一覧表のことなどもかなり話題になるが、こちらにプラスして、ほとんどの時間をE S A T - Jの説明、こちらに費やし、直接、進路指導主任からの質問などにも、市教委としてお答えをしたところである。

このような形で丁寧な説明、そして遺漏なく実施できるようにということで、各学校には周知をしているところである。

また、授業のことについても少し、今、最後にお話があつたかなと思うが、

現場の先生方が、この授業について何か特別なことをしなくてはいけないのではないかというところである。

こちらについては、多摩市教育委員会ではこれまでも日本一英語を話せる児童・生徒の育成というものを掲げ、英語教育を推進してきた。特に、話すことの指導については重点を置き、各校でも授業改善であるとか指導の工夫というところを図っていただいているところである。

この話すことに重点を置くというところは、これまでの授業スタイルからの転換を求める部分もある。そういう意味では授業改善の今過程であるので、その部分で、一定程度の先生方からは負担感というものはあろうかと考えているが、こちらの話すことに重点を置いた授業スタイルというものを先生方が身につけることによって、円滑な授業というものが行われるものと認識しているので、まずは、授業改善というところに力を入れていきたいと考えている。

安斉委員 校長会でも、ほとんどこの話で説明が終わったということを今ご答弁いただいた。それから確かに話すことに重点を置くということはとても大事なことかと思うが、それを身につけることと、これをテストで試すということは、私はちょっと別問題があるのではないかと思っているところである。

ともかく教育現場もそうであるし、子どもたち自身がよく理解をして判断ができるという、そういう状況まで高めていって、それからというのであれば、また一つ考え方もあるかと思うが、私は今の段階で特にこの秋、そして、来年の受験に取り入れるということについては、ちょっと疑問を感じているところを申し上げておきたいと思う。とりあえず終わる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 今もちょっとお話が出た中で、吃音や発声障がいを抱えている生徒の方にとってみたら、ちょっといろいろな意味で困難性があるのではないかということで、それについてはそういう該当する生徒さんなどに対してきちんと向き合っていく、あるいはいろいろな配慮をしていくというお話があったように思うが、もしおわかりであれば、そういった該当する生徒さんは、本市の場合どれぐらいいらっしゃるのだろうか。

高橋統括指導主事 今回の中学校3年生の生徒全てがこの都立高校入試、そしてスピーキ

ングテストを今後申し込むかどうかについては、この後、各学校の説明の後、要綱に定められているように、特別支援学級については希望と書いているので、その辺りはこの後、確認をしていくところであるが、令和4年度については、中学校3年生特別支援学級については43名である。また、令和4年5月1日現在の通常の学級の在籍生徒数1,026名であるが、この中には、特別支援教室を利用しているお子さん、あるいは特別支援教室は使っていないけれども通常の学級の中で何らかの支援を受けているお子さんがいるので、特別支援学級に在籍している、していないにかかわらず、全ての生徒、そしてその保護者に対して、特別措置申請についてしっかりと説明して、どんな措置申請の手順を踏むのか、どのような対応が取ることができると東京都教育委員会から資料が出ているのかについて、しっかりと丁寧に説明するよう、先般の臨時校長会、そして昨日の進路指導主任会で説明をすると同時に、わからない点については、しっかりと確認をした上で回答するよう、学校のほうで答えられない場合については、必ず多摩市教育委員会のほうに確認するよう指示をしているところである。

大野委員

あと、先ほどの質疑のやり取りの中で、話すことを重視した授業ということが心がけられているのだというお話があったが、話すことを重視するという点に関して、現場の先生方がこういったことをこれまで以上に、例えば研修しているとか、こういうことを努力しているとか、こういうことを心がけているといったようなことが、もしおありになれば教えていただけたらと思う。

先ほど来、特別なことはしないというお話があったのと、それと矛盾するかもしれないという話の中で、教材などは適宜、情報を与えるみたいな話があったが、先生方としてやられているようなことがもしあれば教えていただけたらと思う。

細谷教育部参事 話すこと重視のために現場で研修であるとか、またはどのような実践がなされているかということのところだが、話すことという中で、例えばだが、ペアでの話し合いとか、話をするような場面を数多く設ける。コロナ禍でなかなかその辺りも制限されていたところもあるが、今は適切な距離を取って、マスクを着用していればそのようなことも制限はないので、お互いに対

話的に授業を進めるような形を多く取り入れたり、もちろんALTも予算をお認めいただいて配置しているところなので、ALTとの会話の回数もふやしていくであるとか、また、何よりも教師自身が今、英語で英語を教えるというふうなことで、日本人の教師であってもできる限り英語を使って英語を指導していくという形に授業も転換しているところであるので、そのための研修なども行いながら、話すこと重視ということで進めているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 安斉委員とまた大野委員からも先生、やはり英語の授業の充実がまず大事だということで、研修だったりとかそういった部分の授業の改善の途中だったという答弁もあったが、やはり本来の陳情にある目的といったところでは、英語を楽しく話す、あるいはその英語の授業のほうをまずは充実をさせて、子どもたちが話す機会をふやすだったりとかそういった部分がすごい大事だと思うが、私も小・中学校、英会話の時間があったが、やはりその英会話の時間というのは、濃密にするためにはふだんの国語の時間だと40人学級だったりとかそういった人数で学んでいても、レベル別に少人数でその授業だけ行われていて、やはり繰り返すことが、お話しすることが大事なので、その点どうなっているのかという点と、あと都からそういった部分で、本来のグローバル人材の育成というところでは、まずはそういう試験よりもその充実というところが大事だと思うが、教員の配置についてはどうなっているのか、先ほど英語で英語を教える研修だったりとかいうのもあったが、何か都からの研修が先生は受けられたりするのかどうかというところを伺いたいと思う。

細谷教育部参事 授業がどのようになっているかというところであるが、まず、現在の市内の全ての中学校では、英語は少人数による学級編制をしている。こちらは東京都から少人数の加配という形で教員が1名、英語科については加配をされている。加配と申すのは定数よりも1人多い形で配置をされているので、40人であればそれを2つに分けることが可能であるし、実際40人ということはないので、80人であれば2学級のところを3つに分けるという形での展開をし、少人数で少しでも話す機会がふやせるようにというところ

ろで実施をしているところである。教員の配置についてはこのような形ということ。

また、東京都でも、様々な形で英語については研修を実施していて、夏季休業中であるとかを活用して、それぞれの教員が必要に応じて受講することができるとなっている。

岸田委員

このやはり陳情の中での子どもの不安というのは、スピーキングテストをどのように採点するのかとか、どのような方が採点されるのかというのが明らかになっていないということだと感じていて、そこに公平性だったり公正性に疑いや不安を感じると思うが、まず、そもそも英語というのは世界の様々なところで使われていて、その国によりなじんで言葉として発展しているという経緯があると思う。

私も先ほど話したこの英会話の時間の中では、イギリス領だったというところもあると思うが、イギリス英語を話すのは英語として認められるが、アメリカ英語を話すとはそれは間違っているよといった部分を指摘されたりだとか、やはり発音だったり単語だったり、好まれる表現だったりというのが世界各国で使われている英語によって違うと思う。

この採点が行われるこのフィリピンも当時住んでいた香港にたくさんのフィリピンの方が住んでいたが、やはりフィリピン英語と言うのだろうか、独特のイントネーションだったりとかというのがあったと思うが、それがいい悪いとかではなくてスピーキングテストといった部分になると基準が必要だと思う。

さらにこのテストの場合、対面で行われるのではなく、録音したものを採点するというところだと、やはり入試だと1点の差が合否を左右する大きいものなので、このスピーキングテストの英語の基準はどこの国の英語になっているのか、あるいは、そうすると多摩市も日本一英語を話せる児童・生徒の育成を目指していると思うが、その英語はどこの国の英語なのか、具体的に教えていただけるだろうか。

細谷教育部参事

まず、こちら、どこの国の英語に合わせているのかということについては、現在、多摩市教育委員会で把握しているところではない。東京都教育委員会からは学習指導要領の範囲内で出題をし、また、そちらに準拠した形で

採点というか、グレードをつけていくというところでは聞いているところである。

岸田委員 今、中学3年生が使われているこの英語の教科書は、どこの英語を基準にしてつくられているのかということと、あと多摩市の日本一英語が話せる児童・生徒のその英語というのは、どこの国なのかということのを教えていただけるか。

細谷教育部参事 現在、中学校で使用されている教科書がどこの英語なのかということろだが、このどこの英語ということについて、なかなか難しいところもあろうかと思う。学習指導要領に準拠した形で教科書はつくられているということ、そこまでは押さえているところである。

また、多摩市教育委員会で、日本一英語を話せる児童・生徒の育成の英語というのはどこの英語を指しているのかということろであるが、こちらも学習指導要領に準拠した形で、英語を使って、コミュニケーションを行っていくということができる力と捉えているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

安斉委員 多摩市の市議会は議論する市議会と、議会基本条例でも出ているので、私から提案したいが、この陳情が、都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情となっている。中止や廃止とかという言葉はないので、この点に限って、ちょっと委員間同士で、話し合いをさせていただければと思うが、いかがだろうか。

三階委員長 ただいま、安斉委員より委員間での意見交換の申出があった。
これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行いたいと思う。
まず、意見交換はないか。

安斉委員 私から提案したいが、今質疑のやり取り、3人の委員がやり取りしたわけなのだが、私はどうしても時期尚早ではないかと思うわけである。これから説明があって、これから子どもや保護者たちが様々な不安や疑問を投げ

かけてくるだろうと。それに対する対応策もお答えにはなったが、それが本当にこのテストとそれから来年の入試のそこに合わせていく中で、時間的にどうなのだろうという、その疑問があるわけである。

その点についていろいろお考えがあると思うので、その点についてだけちょっとお考えを聞かせていただきたい、それぞれの方たち、どうか。

三階委員長

どちらでもよいが、ご意見、皆様1人ずつということなのだが。

大野委員

私も、実はいろいろ今やり取りを聞いてても、ちょっと無理があるかという印象は拭えないと思っている。というのは、こういうスピーキングテストをやる方針というのはあったのかもしれないが、実際いろいろな具体的なことが下りてきているのが、つい先日からだったりとか、いろいろなご説明を今一生懸命やっていたりとか、現場としてはもうそれを対応せざるを得ないからそういうことなのだと思うが、ちょっと話は全く別かもしれないが、学校って、結構年間計画とかがきっちりしてて、例えば地域の方と何かやるとしても、かなり前から組まないと特に中学校の場合はお忙しいので、そう簡単に例えば避難所となる学校と避難訓練やりたいといったことを私も地域で、地域の住民の1人としてお話を聞いたことがあるが、中学校というのは、ただでさえ忙しいのでなかなかそういうことは難しいようなことは、非公式の場で聞いたことがある。

全くそれと一緒にしてはいけないかもしれないが、こういうテストをやるという方針は、決まっていたから、それに対応せざるを得ないとは思いますが、実際今現場でやられていることというのは、多分右往左往するのではないかという心配はあるし、多分現場の先生方や保護者の人たち、あるいは生徒の皆さんのお気持ちを考えると、このままただ突っ走るとというのが本当にいいのだろうかという思いは、私自身感じている。

三階委員長

ほかにご意見あるか。

石山委員

先ほどいろいろなご意見出たと思うが、多摩市教育委員会も日本一英語を話すことができる児童・生徒の育成をスローガンとして、先ほども説明者、説明していただいたが、それを目指すためにも英語スピーキングテストの導入は、会派としても早ければ早いほうがいいのではないかという話になっている。

齋藤委員 この延期・見直しに関してということなのだが、まず、昨年度プレテストを行っているということで、一定の方向性はあったのかというのはあるし、もともと私も教育現場で働いていて、突然いろいろなことが変わったりするという経験もしている。その中で先生方もそうだし、子どもたちも対応してきているということもあるので、決してこのスピーキングテスト、今年度の入試からということとは早くはないのではないかと、早過ぎることはないのではないかという感じはしている。

岸田委員 実施要綱も6月17日の朝に届いて、校長先生に伝えられたばかりというところではということ、あるいは周りの子どもたち、あるいは保護者の話を聞いていると、そもそもスピーキングテストって何だろうというところがわかっていないという方も多くいらっしゃるという中で、子どもたちの将来を左右する入試にすぐ導入していったら、大丈夫なのかという点はすごい不安を感じている。また、安斉委員もおっしゃったように子どもたちの声をもっと聞いてみたいという思いもある。

三階委員長 今あったが、ほかに意見交換等、話したいことはあるか。

今、安斉委員のほうから時期尚早ではないかということで、いろいろ各委員にお話を伺ったが、安斉委員を含め3人の委員の方は、どちらかとやはり時期早尚なのではないかということをお話されていた。

また、2人の委員の方からはそういうことではないし、事前からもいろいろ準備をしているし、多摩市でも、日本一を目指しているということもあったのでということで、ちょっと早くはないというようなご意見であった。

(「三階委員長のご意見も」と呼ぶ者あり)

私は、会派の意見として言うことでなのだが、以前から多摩市はやはりこのスピーキング、英語を話せるようにということはかなり力を入れてきたということもあり、早いとは言ってはいたが、齋藤委員のように、ある程度準備をしてきたのかと思っているので、その点、進めてもいいとの考えである。

それでは、意見交換を終了したいと思う。

これより討論に入りたいと思う。意見・討論はないか。

安斉委員 4陳情第6号 都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・

見直しを求める意見書提出を求める陳情について、採択の立場から討論する。

英語を話せるということは英語教育で重要な課題である。だからといって、入試に英語スピーキングテストがあつてよいのだろうか。本人の学習意欲や学びの蓄積とは無関係の個人的な問題、例えばその場であがってしまうとか障がいがあるなど、大きな影響が心配される。しかし、東京都教育委員会からは、2022年度から本格的に導入したいという強い考えが見えてくる。

高校受験というある意味では、人生の選択肢として、多くの生徒が最初にぶつかる壁に、質疑したような不安定な要素を絡めた入試が行われてよいのだろうか。スピーキングテストの問題が、生徒や保護者にまだ見えてきていない中でのこの入試テストはまず延期させ、見直しを図るべきである。また、これほどまでに、民間事業者が公教育に深く入り込んでよいのだろうか。個人情報保護の観点からも、流出の危険が心配である。

昨日のニュースでも、尼崎市で委託業者に渡した事務作業のためのフロッピーを業者が紛失したということがニュースで流れてきた。公的な機関である都や市は、こうした事故の最終的な責任が厳しく問われていく。安易な民間委託は、特に教育の分野ではやるべきではない。

以上申し上げ、都に対して英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出に賛成をして、採択とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

石山委員

4陳情第6号 都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情について、新政会を代表して不採択の立場で討論する。

英語スピーキングテストの実施は、学習指導要領で求められる英語の4技能のうち、これまで都立高校入試では評価されなかった話すことの能力を測るものである。小・中・高における一貫した英語教育の推進により、生徒の使える英語力を育成していくために重要な取り組みである。

昨年のプレテストを受験した生徒からは、英語を話すよい機会になったなどの声もあり、英語スピーキングテストの導入を延期・見直しする必要は

ないと考えることから本陳情を不採択とする。

ただ、陳情者が心配されるように、英語スピーキングテストの受験並びに都立高校入試への活用に不安を感じている中学生、その保護者は少なくないと思う。東京都教育委員会には、中学生とその保護者に理解を得る努力を引き続き続けていただくことを望む。

また、吃音症の生徒にとっては、本来の英語の能力を過小評価されるのではないかといった懸念の声もある。英語スピーキングテストの実施に当たっては、障がいなどによる不公平にならないような受験上の合理的配慮が求められるのではないだろうか。

東京都教育委員会にはこのような課題をしっかりと検討した上で、英語スピーキングテストの導入を進めていただくよう申し添える。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

斎藤委員

4陳情第6号 都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情について、不採択の立場での討論をする。

陳情にもあるように、確かに不安に感じることはあると思う。また、学校現場でも初めてのことなので慎重になっているという話も聞いた。さきの一般質問でもこの件について教育委員会より答弁があったが、昨年度行われたプレテストでも、事故やトラブルなど運営上の課題に関する報告は特段ないということだった。

また、志望校については、11月から12月に行われる学校の定期テストの結果をもって決めることが多いと思う。そのようなことから、事前にスピーキングテストの結果が出ることで、志望校が変わるということもなかなかないのかと思う。高校入試は志望校を決めてから出願し、試験を受けるというもので得点は合否が出るまでわからないものである。現状では、東京都教育委員会から提供されている情報を精査し、これからも随時情報の提供がなされることでより詳しいことが示されると思う。

今後は教育委員会として定期的に学校からの疑問点などを集約し、東京都教育委員会に情報提供を求めていくことが、現状できる最良の方法だと思う。

以上をもって不採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

岸田委員

4陳情第6号 都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情について、採択での立場で意見・討論する。

子どもたちが英語で話すスピーキング力を学ぶことは大切なことだと考えている。そして、その学びを生かしコミュニケーションを取るためには、まず、相手の文化や歴史を知り、理解し、尊重することはそれ以上に大切なことだと考えている。特に今、ウクライナで戦争が起こっている間、その大切さを実感している。

先日の一般質問で教育長から、多摩市ではこれまで英語学習について、児童・生徒が英語を話せるようになりたい、そして国際社会への理解を深めて、多くの人と交流したいという気持ちに応えていきたいという思いで、英語教育を推進してきた。そして、子どもたちもそれに応えて、英語の力をつけてきたという答弁があった。

多摩市が今まで積み上げてきた英語教育を推進していくには、スピーキングテストを入試へ導入することではなく、優れたスピーキング指導ができる英語の先生をふやすことであり、スピーキングをより濃密に学べる環境だと考える。それがスピーキングテスト導入の目的であるグローバル人材の育成を図ることである。

スピーキングテストについて話を聞いてみると、中学3年生の子どもたちは、入試に関わる大事なテストだと受け入れ、学校の英語の授業を頑張ることにより、スピーキングテストへの結果につなげたいと考えている。しかし、スピーキングテストの入試への導入には、説明や質問の答弁からは、採点が本当に公正で正確に行えるのかについての疑問が拭えない。また、先ほどの質問への答弁があったように、英語は国によって様々あるのに基準はどこにあるのかも明確ではない。それに少ないが、やはり不安や疑問を感じている子どももいる。スピーキングテストについて開示されていない情報もあり、入試にとって大事な透明性や信頼性を損なう問題もはらんでおり、陳情者が求めているとおり延期や見直しが必要である。

以上述べて、採択での意見・討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

大野委員

4陳情第6号 都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情に対して、フェアな市政を代表し、採択の立場から討論する。

先ほども、意見交換のときにも述べさせていただいたが、実際スピーキングテストを導入しようという動きはあったのだろうが、実際の今度の入試に関係するものに関して、今、ようやくいろいろなことが説明があるといったような状況で、やはり現場や生徒あるいは保護者にとっても、まだまだ不安になるような要因が拭き切れているような状況ではないと思えるということがある。

また、私がいる立憲民主党の東京都議会の会派でも、これについては延期・見直しに関する要請というのを、東京都教育庁のほうには出させていたでいて、テスト導入に当たり、吃音発生障害などの障がいのある生徒への配慮が十分とは言えないこと、民間事業者が手配した日本の教員免許を有しない人物が生徒の能力評価を行うことをはじめ、公正公平な採点が行われるかどうかを検証することができないこと。その評価結果を都立高校一般入試選考に加えること。その入試選考における英語スピーキングテストが1,020点分の20という学力検査を実施する教科一つの評価点に近い比重であること。スピーキングテスト不受験者に対しては、学力検査からスピーキングテスト点分を類推するということが公平公正とは言えないこと。

このような重大な入試制度変更だけでなく、民間事業者と開発実施する英語スピーキングテストの導入についても、都内公立中学校生徒及び保護者への周知が徹底されていないことは、生徒の人生を左右する都立高校入試合否に関わる大変重大な問題をはらんでいると考えていることから、東京都議会の立憲民主党としても、見直し・延期を求めているというのもあって、その点、非常に危惧をされるので採択をしたいと考えている。

三階委員長

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、不採

採択すべきものという意見が2名である。採択すべきものという意見が過半数に達している。

よって本件は、採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出をすることを求める内容だが、全員一致ではないので、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

それでは、日程第2、4陳情第3号 学童クラブ移設に関する陳情を議題とする。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等があればお願い申し上げます。

本多子ども青少年部長 本件にある学童クラブの移設の陳情であるが、現在、私ども子ども青少年部では、多摩市子ども・子育て・若者プランという計画がある。この計画の中で、小学校の敷地の外にある学童クラブについては、今後、小学校の敷地内へ移転を進めるということにしている。そのため、タイミングを見て学校の敷地内に学童クラブを移設していくという方向を示している。そのタイミングであるが、この学童クラブの施設の改修などに合わせて進めていくということを考えている。

したがって、愛宕南学童クラブについても、方向性としては、今後、学校敷地内に移転したいという考えを持っているところである。

現在この愛宕南学童クラブについては、多摩第三小学校の子どもが利用しているが、それ以外にも愛和小学校の子どもも利用しているという状況があるので、陳情内容にあるが、早期に小学校の敷地内というのは私どもとしては慎重に考える必要があるかと考えている。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

斎藤委員 説明ありがとう。今、愛宕南学童クラブについては、多摩第三小学校と愛和小学校の児童が通所しているということだったが、それぞれの学校で、その愛宕南学童クラブ及び愛和小学童クラブの待機児童の数は、現段階でどうなっているだろうか。

石山児童青少年課長 まず、1点目の愛宕南学童クラブのほうに所属している児童の小学校から通っている数であるが、多摩第三小学校から通っている方が、1年生

28人、2年生が27人、3年生、4年生が1人ずつという形で、57人の方が通っている。

あと愛和小学校からのほうの児童については、2年生の子どもが1人通っているという状況である。

なお、愛和小の学童クラブについての待機児については、4月1日時点だが、0人という形になっている。

あと、愛宕南学童クラブのほうの待機児だが、希望していて待機という形に入っている4月時点のお子さんは23人の方である。ただ、東京都の基準によると、徒歩25分の徒歩圏内にほかに通える学童クラブがあるという方を除くと、待機児としては7人という形になる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 今回の斎藤委員の質問に対して関連するが、愛宕南学童クラブに、いわゆる希望していても入れないという人たちが23人だとおっしゃっていた。そのうちの徒歩圏外が7人だということで、結果としては、でもやはり23人の方たちが学童クラブを利用できていないということと捉えてよろしいのだろうか。

石山児童青少年課長 おっしゃるとおり、愛宕南学童クラブを希望していて入れてないという子は、23人いるという認識で間違いないと思う。

安斉委員 そうするとその23人のお子さんたちの、いわゆる居住されている範囲は、おおよそどの地域からどの地域ぐらいいまでに分散、分布しているのだろうか。

石山児童青少年課長 多摩第三小学校に通っている児童が、非常にここの中で待機の中に多いので、多摩第三小学校の学区、ちょうど多摩市子ども家庭支援センター西側から、東側だどこの多摩市役所のある桜ヶ丘の住宅の範囲内に広がっている。その中に待機児がいると考えていただければと思う。

安斉委員 そうするとやはり多摩第三小学校に通う子たち、先ほどの地域のお話があったが、そういう子たちが入れないで困っているというふうな状況かと受け止めた。待機児を出さないということは、一貫して私たち日本共産党も取り組んできたところなのだが、それで確かに陳情者の要望から写真も添付で来ているが、私もあの坂を上ったことがある。まず、危険な車が出て

いる多摩ニュータウン通りを渡らなければならない、それから長い階段を上っていかなければいけない。

そういうところでは、しかもこの待機児がこれだけの数があるという中では、先ほど、小学校の敷地内というタイミングをどう見ているかというの、子ども青少年部長のお話があったが、すぐにはできないだろうとはおっしゃっていた。

ただし待機児がいるという問題と、それからどう考えてもこの陳情者の願いというのは非常に切実ではないかと思うわけである、受け止めるわけなので、その辺りはやはりタイミングをずっと見てというよりも、急ぐ方法ということも考えなければいけないのではないかと思うわけである。これまでこうした待機児、それからこういう待機児が多摩第三小学校に通う児童に偏っているという問題で、例えば小学校の敷地内とは言わず、その近辺に学童クラブを設置したらどうかということはお考えにならなかったのか、そういう対策を取ろうと努力されたのかどうか、その辺りは伺いたいところである。

本多子ども青少年部長 私ども、やはり待機児童が発生しているという現実があるので、これは早期に解消しなければいけないという認識に至っている。

したがって、今の場所では待機児童が発生するということで、ほかに場所がないのかということで、あの近辺で幾つか当たったというような実績がある。ただ、どうしてもいろいろな条件がやはり折り合わずに、今現在まだそういった適切な場所というのが見つけ出せていないという状況であるが、引き続き、場所についてはいろいろな角度から検討したいと考えているので、引き続き、待機児童が発生しないような検討を進めていきたいと考えている。

安斉委員 タイミングなのだが、愛宕南学童クラブのその改修に合わせてというよりも、むしろ多摩第三小学校の改修とかそういうふうなことに合わせることはお考えになっていらっしゃるのか。

本多子ども青少年部長 ご質問者おっしゃるように、一つのタイミングとしてやはり学校の改修に合わせてというのは私どもも考えている。今後そういった面については、教育委員会との調整ということになるかと考えている。

安齊委員 今回の協議会にもそうした資料があるが、大分先になる、いつになるか。それで早くしていただきたいということを私は、この陳情者の方は、現にお子さんを通わせていらっしゃるわけであるし、それこそ陳情を出したものの、自分の子は救われなかったということもあり得る話になると思う。

なので、そのタイミングをどの時期、例えば愛宕南学童クラブの改修の時期なのか、それとも、小学校の改修の時期、その時期がいつかということもお答えいただきたいわけなのだが、それと私は今の愛宕南学童クラブの位置というのは、やはり都営住宅の中にあるわけであるし、今、お一人しか愛和小学校の利用者はいないということなのだが、今後またどうなるかわからない。そういう意味では、やはり先ほどの説明にもあったが、これをすぐになくすというのではなくて、そこは慎重にしていきたいと思うが、その3点辺りについてご答弁いただきたいと思う。

鈴木教育部長 多摩第三小学校の整備については、本日この後、子ども教育常任委員会の協議会で、多摩市教育委員会としての現状の進捗あるいは課題等についてご報告する予定である。

現時点で何年度竣工ということはまだ申し上げられないところだが、改修年度、想定をしているところでは、令和8年度、9年度あたりということ想定しているところで、それが令和9年度竣工ということとは必ずしも、まだこれから地域や様々なところと話し合いも続けるので、現時点で想定しているのは、令和8年度、9年度あたりが整備の時期ということである。

本多子ども青少年部長 今、教育部長からあったように改修の時期が令和8年度から9年度ということなので、私どもとしては、その間の待機児童をどうするかというような視点で考えなければいけないと考えている。

できれば待機児童が発生しているエリアというのが、多摩ニュータウン通りより多摩第三小学校側ということ、あと桜ヶ丘地区にも一定程度いらっしゃるということで、その方たちの居場所をどこに確保するのかということで、引き続き、早期に検討を進めて解消したいと考えている。

安齊委員 この陳情者の陳情書の中に多摩第三小学校のプールの跡地にという話があるが、このプールはもう小学校が全然使わないものだと、いわゆる民間の

スポーツクラブ等に、これから多摩市の子どもたちが通うということを前提にそのようにお考えだと思うが、しかし、民間を活用してのプール指導というのはまだ暫定的ではないかと思う。

一般質問の中でも、橋本由美子市議会議員が指摘したが、民間事業者が例えば閉鎖してしまったら、これまた小学校のプールの活用もあり得るかなと思うが、この陳情者がおっしゃるようにプールがもう使わないものとして考えてよいのか、それとも、ここの多摩第三小学校のプールについては、どのようにお考えになっていらっしゃるのか伺いたいと思う。

鈴木教育部長　プールについては、今ご質問者からもいただいた部分もあるが、本年度、小学校全校で試行実施という状況であるので、すなわち全てのプールを除却するという事にはならないと思っている。

ただ、一方で今、ご質問者からいただいたように、いずれ使うかもしれないということで、長期間、一定の規模のある施設を維持管理していくというところにも課題はあると思っているので、そこについては今年度の試行を経て、多摩市としてあるいは多摩市教育委員会としてどう対応していくかということについて、結論を出していくことになると思う。

三階委員長　ほかに質疑はないか。

大野委員　申しわけない、今も質疑があったプールの関係で基本的なことをお伺いしたいが、この陳情の理由の中では、消防用水としてのプール設置が不要な防火対象物とあるが、それが不要な場合と不要ではない場合の具体的な違いということについて教えていただけたらと思う。

鈴木教育部長　本来、私が答えるべきなのかというのはちょっとあれだが、答えられる範囲で。学校としては、消火設備というのは全て設置をしているので、それとは別に地域の消防水利として、まず、水を一定程度ためているという意味での消防水利ということかと思う。近隣に河川があるとか、あるいは消防水利ということで大型の消火栓があるだとか、私、そこは正確にお答えできないが、水利がないところについては学校のプールはやはり一定の規模の水を蓄えているので、指定されているところがある。

それが代替できるのか代替できないのかによって、学校のプールとして必要がなくなったとしても、その場合にはプールを残すのではなくて、消防

水利をいずれかのところに確保しなければいけない。そこは教育委員会単独ということでもないし、オール多摩市ということで検討する必要が出てくると考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

石山委員 先ほど、安斉委員からも質問があったと思うが、今後多摩第三小学校を建て替えもしくは大規模改修だが、その場合、敷地内に学童クラブを造れる可能性というのはあるのだろうか。

鈴木教育部長 あるかないかと言われれば、あるとは思う。それは、ほかの学校にあるような別棟で建てているパターンもあるし、今までだと臨時的に使った形もあるが、校舎内の教室を使うような形の学童クラブというのもあるので、そういう意味では絶対できないということではないが、一つ言えることは多摩第三小学校の敷地は非常に狭小であるということ、こちらはご認識いただきたいと思う。

石山委員 ありがとうございます。あともう1点なのだが、聖蹟桜ヶ丘地区でも以前大型マンションのライオンズ聖蹟桜ヶ丘パシーナができたときに、当初、特需的に子どもの数がふえた現状というのがあったと思うが、今回、愛宕南学童クラブの需要と今人口の推移というのはどういう形になっているのかというのはわかるか。

石山児童青少年課長 愛宕南学童クラブの対象児童になるところ、そちらの児童については、今推計では今後微増していくという形で見ている。令和4年度の実績では1年生から4年生まで、81人の子どもが学童クラブの申請で入っているが、この申請が今後徐々に伸びるという予測は立てている。

ただ一方、こういった先ほど児童の数と学童クラブの申込者が比例するかということ、これも一概にはそう言えない事例が、例えば過去5年間、平成29年から令和4年の間の5年間の児童数を見ると、諏訪小学校では157人ふえたり、聖ヶ丘小学校では60名の児童がふえているが、ここは待機児がふえていない。逆に、南鶴牧小学校や多摩第三小学校については、多摩第三小学校は16名である。南鶴牧小学校は33名の児童数が減っているが、ここは待機児が発生しているという状態があるので、必ずしも児童数の推計どおりとは限らないが、結論的にはふえると見ている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 この陳情の中に書かれている車道を渡るこの急勾配な階段の上り下りに
ついて、今まで児童の安全確保のために、どのような対策を講じられてきた
のか。また、市はこの児童の安全という面について、何か保護者や子ども、
あるいは学童からご意見等いただければ教えていただきたいと思う。

本多子ども青少年部長 陳情書の2枚目のところに写真があるが、その階段の脇の樹木の
剪定などをさせていただいて、見通しをよくしたりということを行っている。
それ以外にもやはり冬場だと17時前後から大分暗くなってくるという
ことがあるので、早めに帰宅するとか、あとは注意を促すとか、そういった
防犯面で子どもたちに危険回避を促すような、そういうような学童クラ
ブ側の対応をしているということである。

岸田委員 では特に安全についてご意見をもらってはいないという状況でいいのか
どうかという確認と、また、子どもの安全という面では、この愛宕南学童ク
ラブ以外の通所に関して、ほかにご意見をもらっているところがあるかど
うかだけ確認させてほしい。

石山児童青少年課長 通学路の安全の確認とかは教育委員会のほうが毎年行っているが、
それに合わせて学童クラブでも、一緒に児童の登所、降所するところの安全
確認というのは行っている。

あと、また先ほどお話のあった階段の部分だが、1か所、道路の附属物と
してだと、こちらは申しわけない、詳細はまだ確認できてないが、防犯カメ
ラの設置もされているというところである。

あと学童クラブのほうの、その父兄からの意見としては、登所時、降所時
の安全確認について意見があれば、そちらのほうについては児童青少年課
のほうにもらうようにしている。特別、登所、降所に限ってということでの
話では、集めるということとはしていない。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

斎藤委員 4陳情第3号 学童クラブ移設に関する陳情について、趣旨採択の立場

での討論をする。

現在、愛宕南学童クラブは、多摩第三小学校と愛和小学校2校の児童が利用しているということがわかった。陳情内容では多摩第三小学校敷地内に移設することを希望しており、さらに具体的な場所についても挙げられている。確かに多摩第三小学校から愛宕南学童クラブへは交通量の多い道路を横断したり、急勾配の階段を利用しなければならなかったりと、通所するのはかなり厳しいものとなっている。

これまでの一般質問や、予算決算の質疑の中、また、先ほどの市側の説明でもあったように、今後全ての学童クラブを学校内に移設することを目指している旨の答弁もあり、所管も陳情者と同様の考えであると思う。

今後、多摩第三小学校の整備が予定されている中で、学校敷地内への移設も視野に入れつつ、現状では学校周辺での一時的な移設を検討、調査していくことが現実的ではないかと思う。

以上、趣旨採択すべきものとする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

石山委員

4陳情第3号 学童クラブ移設に関する陳情について、趣旨採択の立場から討論する。

陳情文にある多摩第三小学校と愛宕南学童クラブの距離の遠さに関しては、従前から地域の課題の一つと聞いていた。また、学童クラブは、原則、学校敷地内にあることが望ましいことを考えると、早急に敷地内で対応すべきと思うところだが、現状なかなか難しい状況と思う。

本陳情は、学校敷地内に学童クラブをという陳情だが、学校敷地内及び学校敷地近隣にも視野を広げていかなければ、解決の方向性が見えないと考える。しかしながら、陳情者の願意でもある学童クラブ移設は、地域の保護者の方々にとって喫緊の課題でもあるので、さらに視野を広げつつ、具体的に解決されることを要望し、趣旨採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

安斉委員

4陳情第3号 学童クラブ移設に関する陳情について、趣旨採択の立場から討論する。

陳情者のご要望はもっともだと思う。また、市も既に新たな場所探しに入

っていることもわかった。質疑の中で、子ども青少年部長から、待機児解消を優先的に考えたいという答弁があった。そうであれば、多摩第三小学校の近隣への設置も含めて、市で幅広く、その場所探しに努力をしていただきたい。

陳情者の要望は、多摩第三小学校敷地内に学童クラブを造ってほしいということになっているが、先ほどの質疑の中でも、多摩第三小学校の建替え工事はまだ先になるということもあるので、陳情者の要望を一刻も早く解消し、待機児も解消するために、先ほど申し上げたように視野を広げて、近隣への設置も含めて、市で考えていただきたいということを申し上げて、趣旨採択の立場からの討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

大野委員

4陳情第3号 学童クラブ施設に関する陳情に対して、フェアな市政を代表し、趣旨採択の立場から簡潔に討論する。

先ほど来、ほかの委員の皆さんからお話があったように、今、実際にこれをすぐに陳情文の内容でやろうとすると、いろいろな意味で困難性も伴うということがあるかと思うと、同時に訴えられている児童の安全だったりとか、保護者の負担だったりということに関しても、考えていかなければいけないということもあるので、現状の多摩第三小学校の中に学童を造るということだけに限らない、広い視野での取り組みを求めていきたいと思う。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

岸田委員

4陳情第3号 学童クラブ移設に関する陳情について、採択の立場での討論をする。

本来、陳情は文言審査を行う。陳情では多摩市愛宕南学童クラブを多摩第三小学校敷地内に移設を求めており、さらに小学校の敷地内の現プールの場所を第1希望とされている。

現段階ではプールの今後の活用について未定であり、愛宕南学童クラブは、多摩第三小学校の児童以外の子どもも利用しており、多摩第三小学校の敷地内への移設は妥当ではないとは考えている。

しかし、陳情者が述べておられる交通事故のリスクの高い車道を渡る必

要や急勾配な階段の上り下りがあり、低学年児童の通所には大変危険であるという指摘には、学校の建替えを待つことなく早急に手を打つ必要があると考える。

そして陳情者の願意は、多摩第三小学校から安全に通所できる距離内、近隣にある学童クラブにあるのだと考える。市も今まで児童が学童クラブに安全に通所できるように、先ほどのご答弁があるように対策を講じられてきた。

しかし、昨年度の4月より東京都こども基本条例、本年4月より多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例が施行された。

これからは条例に照らし、子どもたちにとって学童クラブの行き帰りも安心で安全であるという権利の保障をするという点で、陳情者の願意である対策を講じていく必要があると考える。

以上申し上げ、採択での討論とする。

三階委員長 ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、趣旨採択すべきものという意見が4名である。

よって、趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。

よって、本件は趣旨採択すべきものと決した。

趣旨採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議したいと思う。

この際暫時休憩する。

午前11時28分 休憩

午前11時28分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど趣旨採択すべきものとした陳情については、皆様のご意思、ご意見を踏まえ、執行機関に送付したいと思う。

次に、日程第3、所管事務調査 G I G Aスクール構想についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和3年6月17日に所管事務調査として位置づけた。

その活動として、7月に市内の小・中学校へ児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況について調査するため視察を行った。また、11月には本年10月に新たに教育長に任命された千葉教育長に、多摩市の状況と今後のビジョン等について伺い、意見交換を行った。さらに令和4年1月にはGIGAスクール構想と、1人1台の端末の導入政策をめぐる課題について、講師を招いて勉強会を行った。そして令和4年第1回定例会以降の活動としては、5月17日に、ICT教育におけるタブレット活用の成果検証を行っている、先進市として荒川区内の小学校の視察を行った。

このように進めてきたが、今後も必要とあらば、先進市の視察等を行うことで、タブレット等のICT機器の活用実態を調査・研究し、子どもたちにとって望ましい教育環境について協議を行っていくということにしたいが、これについてご異議はないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告するということが確認されているので、今定例会最終日に報告したいと思う。

報告の内容については委員長に一任していただきたいと思うが、これについてご異議ないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、今後も引き続き所管事務調査に取り組んでいきたい。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申出をしたいと思うが、これについてもご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

次に、日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前11時31分 休憩

(協 議 会)

三階委員長 ここで、協議会に切り替えたい。
それでは、1番目のパルテノン多摩グランドオープン以降のスケジュール等について、よろしく願います。

須田くらしと文化部長 それでは、よろしく願います。くらしと文化部からは1件である。

今委員長からあったとおり、パルテノン多摩のグランドオープン以降のスケジュール等についてということでのご報告である。内容については、宮崎文化施策担当課長のほうから報告をさせていただく。

宮崎文化施策担当課長 よろしく願います。

パルテノン多摩グランドオープン以降のスケジュール等について、ご報告をさせていただく。協議会資料1番をご覧ください。

パルテノン多摩は、令和3年12月に大規模改修工事が竣工し、令和4年3月27日のプレオープンでは、市民を対象にした記念イベントや内覧会などが行われ、会議室、練習室や「こどもひろばOLIVE」などの利用が開始されている。

7月1日のグランドオープン以降は、大ホール、小ホールなどの全施設の利用が開始されるとともに、こけら落とし公演を皮切りに、リニューアルオープン企画公演事業や、講座事業であるパル多摩エコールなど、指定管理者主催による多彩な事業が開始される。

また、貸し施設としても多様な形で利用され始めるところである。ついては、グランドオープン以降の主な予定等をご報告をする。

下の表をご覧ください。令和4年7月から9月までの主なスケジュールという形で7月、8月、9月を記載させていただいている。こちらのほうは指定管理者の公演事業以外のものという形で記載させていただいている。指定管理者の公演事業については、もう一つの協議会資料1の横判のも

ののほうに記載させていただいている。あと、この記載されていない中では、下の米印のほうに載せているが、指定管理者主催の自動演奏楽器のロビーコンサートは今、月二、三回行っている。また、ミュージアムや回廊における市民学芸員との企画展示等も実施をしている。

次のページをご覧ください。2番で、こけら落とし公演及びリニューアルオープン企画公演についてということで、指定管理者により、令和4年7月1日から3日まで、ホールのこけら落とし公演として、国内トップクラスアーティストの公演の実施、そして7月10日以降はリニューアルオープン企画として、多彩な公演を実施する。詳細については、パルテノン多摩NEWSのほうにナンバー1、ナンバー2、また、ナンバー3もつい最近発行されているので、そちらのほうに掲載させていただいている。

3番、市制施行50周年記念展示ということで、展示事業を実施する。こちら学芸員の展示事業という形で、「原画と民具で見る『やとのいえ』」、「地域の宝物あつめ」、「多摩市50年のあゆみ」の3つの企画で構成される展示を実施する。詳細については、省略させていただく。

最後の4番、多摩中央公園改修整備・運営事業の動向を踏まえたパルテノン多摩の今後の運営ということで、こちらのほうはパルテノン多摩飲食スペースの運営を切り離した上で、多摩中央公園改修整備・運営事業を実施協定したことに伴う、パルテノン多摩における下記施設に関する今後について報告するものである。

まず、4階カフェについてご説明する。こちらのほう、プレオープン時からカフェの運営を担っている現在のカフェ事業者による運営を7月以降も継続したいと思っている。

また、5階のレストラン、こちらのほうを現在、当該エリアの活用方針案について関係所管で整理する形と考えている。こちらのほうは多摩中央公園改修整備事業のほうで募集していたというところで、全議員の説明会のほうでもご説明しているかと思うが、レストラン事業者のほうの手が挙がらなかったということで切り離して、Park-PFI事業のほうを行うということで、今後の活用について公園緑地課等と整理をしていくということである。

最後、5階のコミュニティラウンジについてということで、こちらのほうも、公園の改修整備・運営事業者のほうで、今後CMA活動の拠点として、令和5年度以降、当該施設を利用することということで整理されているので、こちらのほうで9月の令和4年第3回の定例会において、コミュニティラウンジを貸し施設から除くよう条例改正を行うものということで予定している。

令和5年4月以降は、貸し施設として利用できなくなる旨の周知を、また10月から開始するというようにしている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 今、大きな4番の(3)で、コミュニティラウンジのことなのだが、これまでのいきさつもあったのかもしれないが、もう一度、ここの流れについて、もともとは貸し施設としてというのが、来年度からはそのCMAの拠点ということなのだが、それは当初からの方針だったのかそうではないのか、ちょっと申しわけない、ここの流れについてもう一度お願いする。

宮崎文化施策担当課長 5階のコミュニティラウンジについてご説明させていただく。

こちらのほうは当初から、Park-PFI事業を始めるときから、5階のエリア、公園と便が一緒ということもあるので、一体的ににぎわいをつくるための拠点として、Park-PFIのほうで、Park-PFIの事業者のCMA事業という形で活用していくということで整理されていた。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 同じところで質問させていただきたいが、このCMAとは、多摩中央公園をプラットフォームにしながら、公園内の施設が連携して公園のにぎわいがにじみ出ることにより、多摩センターの活性化をと説明を受けているが、既に令和4年の予算の中で、委託料として2,000万円がついていて、始まっていると思うが、今どこを拠点にして活動が行われて、また、その予算の内容をもし確認できるのであれば、どのような活動を行っているのかを伺いたい。

長谷川公園緑地課長 CMA運営業務の今年度の状況ということで、所管している私のほうからご説明をさせていただく。

今年度については、令和4年度予算ということで、おっしゃっていただい

た予算で業務のほうを既に開始している。昨年度末に協議会の設立をして、今年度先月第1回の協議会の開催をしているところである。

業務としては、協議会の定例会の開催をはじめ、協議会の運営計画の策定や活動指標の設定、また、連携事業の企画や実施、広報などとしている。

パルテノン多摩のグランドオープンに向けたところで、連携イベントの実施も予定していて、先月の協議会のほうではそういったところの議論もしてきているような状況である。

岸田委員

大野委員の質疑の中で、当初から拠点としてここをCMAが利用するというようになっていたということなのだが、来年度よりコミュニティラウンジを利用することになったとあるが、これはいつまでここをCMAが利用されていくのか。それは当初から拠点としてということなので、ずっと継続的に利用されていくのかという点と、また、その委託料というのも今後ずっと払い続けていくのかというところで、市民の方からは、CMAと言われてもなかなか理解が難しいという部分と、1回、貸し施設としてなっていた部分が、10月から周知を行って使えなくなる、利用できなくなるといった部分では、理解もされていく必要があると思うが、その点についてどう理解を求めていくのかという点について伺いたい。

長谷川公園緑地課長 今回この多摩中央公園改修整備・運営事業を公募するに当たって、このコミュニティラウンジであるが、CMA連携運営協議会における活用場所とすることも条件としながら、ここを使用することを可能とするような公募を行ったところである。

今回選定された事業者については、提案の中で、このコミュニティラウンジを活用させていただきながら、CMAを運営するために、専用体制としてクリエイティブ・キャンパス企画室というものを創設して、このコミュニティラウンジを事務局拠点として活用しながら、様々な連携企画等を行っていくという提案を受けたところで、このコミュニティラウンジを活用させていただく予定である。

また、そのことも含めて公園事業者の提案内容ということで、1月には市民説明会も開催させていただいて、そのことも少し触れながらご案内をさせていただいたところである。

そもそもこの多摩中央公園の管理運営業務であるが、単純にこの指定管理だけではなくて、今回パルテノン多摩をはじめとして中央図書館の新設、また、グリーンライブセンターの改修ということで、多摩中央公園内のエリアの各施設のリニューアルオープンに合わせて、新たににぎわいづくりといったところも必要になってくることから、このCMA運営業務も指定管理の一部として業務をお願いしているところであるので、そういったところで、予算も必要になってくるという整理をしている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 それでは、次にいきたい。

次に、説明のほうで、2番の高校生等医療費助成の事業概要についてから、5番の令和4年度連光寺児童館及び落合児童館の移転前後の運営スケジュールについてという形で、これは5つになるが、関連づいているので一括で説明して、一括で質問を受けたいと思う。それでは、よろしく願います。

植田子育て支援課長 それでは、資料のほうをご覧いただきたい。高校生等医療費助成の事業概要についてである。

1番の経緯としては、東京都は、現在中学生までとしている医療費助成の対象を高校生まで拡大するという方針を発表した。これに伴って、多摩市としても東京都に合わせ、高校生等までの対象年齢の拡充を図るため、令和4年9月議会に関係条例の改正案とともに必要な補正予算案の上程を予定している。

2番の目的である。高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

3番の対象者である。市域内に住所を有する「高校生等」を養育している者であることを原則とする。高校生等の疾病または負傷について、国民保険等の各種医療保険から医療に関する給付が行われる者であること。そして、前年の所得が、都が定める額未満であることということで、こちらは児童手当制度に準拠しているというものになる。

4、制度の枠組みである。負担割合は都2分の1、市2分の1としている。表の下であるが、ただし、令和5年度からの3年間、こちらに関しては負担割合を都10分の10とすると制度設計されている。

所得制限については、児童手当の所得制限に準拠で実施と。一部負担ということでは、通院について1回200円を本人負担とするというものになっている。

5番の今後のスケジュール案である。令和4年の6月、これまでも行ってきたが、東京都の意見交換会を行い、そして、庁内での協議・検討をこれ以降進めていくと予定していて、9月以降になると定例議会での関係条例の改正案及び補正予算案の上程、それが終わった段階でシステムの改修ということを予定している。

10月以降、多摩市医師会等への説明と、対象者の方への制度の周知等を図って、令和5年4月以降に、高校生等の医療費助成の事業を開始ということ考えている。ただ、詳細時期等については、引き続き東京都と協議をしていくというような状況になっている。

以上である。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、次の資料をご覧いただきたい。令和4年度第1回の多摩市子ども・子育て会議の概要についてご説明したい。

こちらは、令和4年5月18日水曜日に行わせていただいた。内容については、報告案件ごとにさせていただくが、各担当課長から、この後ご説明したいので、まず初めは子育て支援課長よりご説明したい。よろしく願います。

植田子育て支援課長 報告資料1-1をご覧いただきたい。こちら、認可保育所等の令和4年4月入所の待機児童の状況についてである。

真ん中あたりの右側にあるのが、新定義での待機児童の数ということで、合計4名という形になっている。入所申請児童数は今回539名ということで、入所決定児童は452名ということで、旧定義である認定保育所に申し込んだが、保留になった数というのは87名ということになっている。その旧定義から待機児童に含まない表中の数値を除いた数が新定義となる。

令和4年4月入所から除外項目に、求職活動を停止しているものという

ものと、その他として、立地条件が登園するのに無理のない範囲に利用可能な保育所等がある児童というものを追加している。

下の欄をご覧いただきたい。空き状況に関しては、認可施設全体で0歳児の空きが47名、1歳児が27名、2歳児が11名、3歳児が38名、4歳児が34名、5歳児が29名の計186名となる。

次のページをご覧いただきたい。裏面は令和3年度の状況ということで参考にご覧いただければと思う。

次に、報告資料1-2である。こちらが地域型保育事業の利用状況ということで、保育所より少人数の単位で0歳から2歳の子どもを保育する市の認可事業となる。家庭的保育事業については、市内で4施設というものになっている。事業所内保育所では、市内ではサクラさーくるという施設になっている。

まず家庭的保育事業のほうについては令和4年度4か所あって、定員9名に対して空きが3ということである。

小規模保育事業については4施設、市内合計で定員49に対して、空きが合計で12ということになっている。

事業所内保育事業については、サクラさーくるということで、令和4年度、空き状況が3となっている。こちらについては以上になる。

続いて、報告資料1-3をご覧いただきたい。東京都認証保育所の利用状況ということである。

こちらのほうは市内に全10園ある。利用状況については一番右端の合計欄が入所している児童の合計となり、定員412名に対し、市内在住者、市外の認証保育所利用者を含めて計430名の在籍児童となる。

なお、こちらの場合、定員の120%まで超えてもよいということになっておるので、こういった数字になっている。

次の資料をご覧いただきたい。報告資料1-4になる。こちらは企業主導型保育事業の利用状況になる。

企業主導型保育所では、令和3年4月に聖蹟桜ヶ丘駅の近くにニチイ学館というところが母体で、ニチイキッズせいせき桜ヶ丘駅前保育園というものが開設し、現在市内で4施設ある。

下の表が、定員となっている。地域枠56人を含めた113人の定員に対して、その上の表、枠別の入所状況の表をご覧くださいと、右側の合計という形で83人の方が在籍児童数となっている。

次、報告資料1-5をご覧ください。こちらが定期利用保育事業の利用状況になる。

定期利用保育事業の状況ということで、こちらは一時保育の枠を利用し、待機児童となった満1歳から2歳児について、週5日を限度に定期的に預かる事業となっている。資料のほうにあるとおり、令和4年度については21名の利用の契約となっている。

最後に報告資料1-6をご覧ください。幼稚園の入園状況である。

市内の幼稚園、計9園の入園状況となる。上段、左の表が市内市外在住者を合わせた在園児童数で、令和4年度の合計は1,624名ということになっている。上段右側の表については、そのうちの幼稚園部分のみを利用している園児数となり、1,483名ということである。下段の表は、上段の表から市外在住者を除いた数字になる。1,215名の多摩市民が市内幼稚園に在園し、うち1,079名が幼稚園部分を利用しているという状況になっている。

田島子ども家庭支援センター長 では、報告資料2をご覧ください。多摩市子ども家庭支援センターの相談状況について報告をする。

1の相談者実数は新規661人、継続508人、合計1,169人となった。

2の方法別相談延べ回数に関しては、令和2年度が突出していることに関して、これはコロナ禍により地域の施設が閉鎖した折、定期的に電話で状況確認を行っていたことによるものとなっている。令和3年度は対面や訪問等令和元年度と同様の動きをしたので、コロナ前の形の数値となっている。

次のところで、4番の児童虐待相談対応件数に関しては全体で667件で、その中で新規が409件という形になっている。こちらの折れ線グラフで右肩上がりとなっているような状況となる。

引き続き、報告資料3の地域子育て支援拠点事業の利用状況について

報告をする。

こちら、上の表が地域子育て支援拠点（子育てひろば）の利用者数となっている。黄緑色が令和元年度、灰色が令和2年度、黄色が令和3年度となっている。こちら、コロナの影響で令和2年度は拠点の利用者数が少し減少したが、令和3年度はコロナ前に戻りつつあるような状況となっている。

中段の出張ひろば利用者数に関してになる。こちら、コロナの状況で、令和2年度に関してはかなり実施ができなかったという状況となっている。

3段目、一番下の相談件数になる。こちらに関しては、令和2年度、やはり相談件数が突出している部分があるが、こちら、令和2年4月、5月、拠点施設がコロナの影響で閉鎖中に電話等で対応したため、その件数がふえているという状況となる。

石山児童青少年課長 続いて、報告資料5についてご説明させていただく。

こちらが学童クラブ、令和4年4月時点での待機児童数の状況である。今年度、表の一番左側、施設定員のほうだが、今年度も昨年度と同じ1,921人の定員枠に対して、申込み受付をした第5期までの受付を終えた時点で、1,760名の申請受付がされている。

待機児のほうだが、ちょうど真ん中のあたり、東京都の調査規定に基づく数値と、多摩市規定に基づく待機児数という形で出させていただいている。希望の学童クラブから徒歩25分圏内に他施設、利用可能な学童クラブがある場合は、東京都の規定による待機児数という形のカウントをしている。

そちらで見ると、昨年45人、同時期にあった待機児に対して、今年度4月については21人、待機児の出ている学童クラブとしては、愛宕南で7名、大松台小の第一と第二と1名ずつと、南鶴牧小の第一、第二で12名という形になる。

同じく多摩市の規定によると、待機児としては愛宕南で23人、そのほかにも諏訪南、それから、西落合小と北諏訪小とで出ている。それから、大松台、南鶴牧小が12名という形で43名。昨年の70名に対してそのような人数で出ている。

続いて、報告資料6の放課後子ども教室の資料についてご説明させていただく。

放課後子ども教室については、令和3年度の実施状況だが、4月12日から年度末の3月21日までの間に、まん延防止・緊急事態宣言等があったことから、コロナの感染症の予防対策を取りながら実施できた放課後子ども教室というのは、実施校全体で12校、延べ回数が81回、延べの参加児童数で言うと3,582人という形になっている。

年度当初から中止になったのが連光寺小学校、それから、2学期から3学期にかけて再開予定だったが、再開できなかったところが聖ヶ丘小学校、それから東落合小学校、北諏訪小学校の3校という形になっている。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、報告資料7をご覧いただきたい。こちらが子ども・子育て会議の最後の資料となるが、こちらでは多摩市子ども・子育て会議委員の改選についてのご報告をさせていただいた。

まず、1番目に報告事項として、令和4年の10月末をもって現在の委員の任期が満了することから、委員の改選についてお知らせをしたところである。

2の子ども・子育て会議の概要については、まず(1)はこちらは条例設置をされている会議体である。

(2)はご確認いただきたい。

(3)構成委員としては、15人の方が委員として着任をさせていただいているので、こちらが改選となる。

(4)委員の任期は、先ほど申し上げたが、3年とするが、再任は妨げないという形になっている。現在の委員、令和4年10月31日までの任期となるので、11月1日からの委員の選定を行っていく予定となっている。

4番、今後の予定だが、8月中旬から市民公募等を始めて、10月中旬までには決定をし、11月1日に委嘱をしてスタートするという流れである。

三階委員長 この際暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

三階委員長 それでは、休憩前に引き続き協議会を再開したい。

先ほど説明が少し長過ぎてしまったので、ここで一旦切って質問に入り

たい。今、2番と3番なのだが、とりあえず2番の高校生等医療費助成の事業概要について、ここをまず質問があれば、質問をしていただければと思う。よろしく願います。

それでは、質問はないか。

安斉委員 確認なのだが、高校生等を養育している者に対して、「等」となっているので、高校に在学をしていなくても、この年齢の方たちでいわゆる働いていないというか、親の扶養になっている人たちに対しては、全て対象になると解釈してよろしいか。

植田子育て支援課長 こちらは東京都のほうからのQ&Aにもあるが、高校生等ということで高校に在学していなくても、こちらの年代の方については、基本的には親の監護の中で対象となると考えている。

安斉委員 所得制限はあるわけなのだが、これから詳しいことはまた聞ける機会もあるわけなのだが、一応対象となる生徒さんを抱える家庭、どれぐらいの世帯数があるのかおわかりであれば。

植田子育て支援課長 現在の試算ということで想定している人数ということだと、多摩市内でこの年代の方々なのだが、対象となる人数については所得制限内の方が約2,900人程度いる。それ以外、所得制限超過者、こちらに関しては約700人程度いると想定していて、我々のほうとしては考えている。

安斉委員 令和5年度から10分の10、東京都の負担となっているが、これはまさしく所得制限はあるものの全額都が負担をして無償と思うが、今のところはそれから変更するということは、例えば市の負担が出てくるだとかそういうことは該当はしないのだろうか。

植田子育て支援課長 現在示されている制度設計の中では、医療助成費と合わせてそれに伴う事務費とか、そういったところも都の10分の10でまずは3年間は見込んでいるということで、都のほうから通知のほうが来ているというような状況である。

三階委員長 ほかに、ここでの質問はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、次、長くはなるが、先ほどの3番の子ども・子育て会議の概要について、このところについての質問があれば質問をお願いします。質問はない

か。

安齊委員

子ども家庭支援センターの相談状況だが、やはりコロナに影響するのか、相談件数が、令和元年度から急激にふえているのではないかと思うが、例えばコロナが落ち着けば少し収まる見込みはあるのか。

それと私、一番気になるのがここで働く職員の方たちである。大変な神経を使うお仕事で、それこそ本当に人手が足りなければ回転していかないような部署だと思っているが、このコロナ禍の中での状況がどうなのか、それから今現在というか、これから先もこの人をしっかりつけるということは度々議会でも要求してきたわけだが、その辺りについても説明があればお願いしたい。

田島子ども家庭支援センター長 令和元年度から相談数がふえていることについて、コロナと関係をするのかどうかということだが、令和元年あたりから、面前DVと言うが、夫婦げんかをお子さんがいるご家庭がされた場合に、警察から児童相談所に心理的虐待だということで、通告されるようになった。

それが子ども家庭支援センターのほうに、児童相談所のほうから逆送致と言うが、案件が来て、ご家庭のご相談に乗っていくというような流れができていますので、その辺りが令和元年、相談数がふえ始めているというのは一つの要因ではある。

また、大きな事件が、虐待に関する全国的な事件があると、相談件数がぐっとふえるので、この辺りから幾つか大きな事件あったが、そういう影響もあるかと思っている。

また、周知をすると相談件数がふえるということもあるので、一概に相談件数が多い、虐待の件数がふえるということが悪いのかというとそうではないと私どもは考えているので、それだけ支援が必要な方がこちらに届いているというか、相談ができるようになっているということで受け止めているところである。

コロナ禍に関して影響するのは、その令和2年の部分が電話相談や積極的にこちらから施設が閉鎖したことに伴って、電話をかなりしているのです、その分でふえたかというところとなっている。

また、そこで働く相談員、職員に関してはやはり日々大変な重い相談など

も入ってくるし、夜遅くに訪問をすとか、あとはやはり夕方以降、お仕事帰ってきてからの親御さんの相談に乗るということもあるので、大変スキルも必要であるし、人手も必要な部署と思っているので、その辺り、職員のスキルをしっかりと上げながら、また、保ちながら、人的なところを体制を整えていくようにしていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 子ども家庭支援センターの相談状況の虐待相談経路が、児童本人が令和3年度11人とふえているが、なぜこうふえたと捉えているのかというのと、やはりこういう児童本人をふやしていくためには、4月から施行された条例の周知の徹底というのがすごい重要だと思うが、その周知の状況、あとパルテノン多摩で今度7月23日に子ども若者ワークショップを開催、まだ、期限内、募集しているところではあるが、子ども・若者それぞれの募集状況についても伺えたらと思う。

田島子ども家庭支援センター長 相談の経路に関して、児童本人が令和2年3名だったところが、令和3年11名となったところに関しては、この関係については今まで虐待の相談ではなくて、別の親御さんからの相談とか、そういったところで普通に一般的な相談として相談を継続していた方が、お子さんに対しても相談員がしっかりお話を聞く中で、虐待の案件がその話をしている中で出てきたということで、ふえていると今捉えている。

なので、お子さんはやはり一番学校や保育園とか、そういうところに相談はしやすいようであるので、そういったところからお子さんがどこかたかれたとか、そういうお話をしたということで入ってくるということが多いが、この児童本人に関しては継続した支援の中で、お子さんが言えるようになったというところで上げた件数と捉えている。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、条例の周知が、まず子どもたちにどのように現在されているかというご質問だが、まず、今、ダイレクトに子どもたちに条例の周知というのがまだこれから今準備をしていて、教育委員会と小学校と中学校で、どのように学校内で教えていけるかというのは、既に検討を始めている。

そのような状況なので、なるべく早く子どもたちにも周知ができるよう

に、ただ、広報とか、あとホームページ等でお知らせは徐々にしているので、しっかりと私たちだけではなかなか周知ができないが、外部の子ども・子育てに関わる事業者の方々にもご周知をしているので、そこから少しずつ広まっていけばなと思っている。

また、7月23日のパルテノン多摩でのワークショップだが、子どもの部ということで、小学校5年生から中学校3年生まで今募集をしているが、申しわけない、今、手元に確実に今日時点での数字がないので、この数字は的確にご説明できないが、今ホームページからインターネットで申込みを受け付けているが、10名ぐらいの方々は申し込んでいらっしゃるかという状況である。最大40名まで募集はしているので、引き続きしっかりと募集をしていきたいと考えている。

岸田委員 児童本人というところでは、継続した中で丁寧な対応をされている中でお子さんが話せるようになって話されたという状況がわかり、ぜひこの対応を続けていってほしいなというのと、条例のほうも事業者の方々を中心に周知を図っているというところでは、先日参加した青少年問題協議会の校長先生もよくご存じだったということで、周知のほうを図られているのかと感じた。

あと申しわけない、放課後子ども教室の令和3年度の実績なのだが、多分コロナの関係で令和2年度、3年度はなかなか開催が難しかったと思うが、今年度の状況というのはどうなのだろうか。

石山児童青少年課長 おっしゃるとおり、令和2年度、3年度、昨年も大分実施の部分については隙間を見て、できるところで実施していたという状況だが、今年度、かなりの団体がまた活動を再開、始めていて、今現在17校のうち11校については活動を再開している。9月から活動再開予定の学校もある。

そういった形で、残りの学校については活動団体がそもそもまだいないという学校もあるので、そういったところについてはちょっと活動予定がなかったりというのがある。

岸田委員 子どもの放課後を考えたときには学童もすごい大事なところで、先ほどの陳情の審査もあったが、南鶴牧小学童クラブのところでは、待機児童の方が都の規定でもある程度人数がいるというところでは、南鶴牧小学童クラ

ブのところは、どうしていくつもりなのかという具体的なところは何か見えてきたとかあるだろうか。

石山児童青少年課長 現時点で、具体的にということでの答えがまだできる状態ではないが、地域にある子育てに関する団体と放課後子ども教室の実施日、それからメニューとか、そういったことをふやしていけないかということで、いろいろな話し合いの場を設けて、来年度開催に向けて試行錯誤でできないかということを検討している最中である。

岸田委員 ぜひ対応をお願いして行ってほしいなと思うのと、あと、これで最後にしたいと思うが、保育所だったり、幼稚園だったりという数を見てみると、コロナ禍の影響もあるのか、かなり空き状況がふえているなというのを感じるが、出生数ももうこのコロナでぐんと減っていく。今後この空き状況に対してどうするのかということ、対応をちょっと伺いたいと思う。

空きもぱっと入ってこれる子どもたち、保護者のためにある程度は必要だと思うが、やはりあまりにも多いと、経営だったりとかというのも圧迫されるとかもあると思うので、その点について伺いたい。

植田子育て支援課長 今、委員おっしゃるとおり、待機児童という形では解消に向かっていっているところであるが、空き状況というところが非常に今我々としても課題として捉えている。

現場の声も聞くと、やはりそういったところでいろいろ考えていかなければいけないというような状況もあって、今、我々としてはやはりいかに人口減少あるいは合計特殊出生率の減少、こういったところも踏まえて考えると、いかに多摩市に若い世帯というか、子育て世帯に住んでいただけるようなまちづくりを進めていく必要があるだろうと考えている。

そういった中では、我々の第五次多摩市総合計画にあるが、しっかりと少子化対策というところにも目を向けて考えていく必要があるだろうと考えている。シティーセールスとか、どのようなチャンネルを使ってやっていくかということを引き続き検討して行って、現場の方々とも一緒に考えていく必要があると思っている。

また、その一環というわけではないが、7月にはパルテノン多摩のほうで、認証保育所の合同の説明会を行ったりとか、あるいはそのパルテノン多

摩のオープンに伴って、認可保育所あるいは幼稚園の施設と合同に、子どもたちに向けたイベントを通じて、市内にはこういった保育所あるいは幼稚園があるよというところのご案内、ご説明もしていくような場を設けて、一体で進めていきたいと考えている。

岸田委員 数だけを見ると、認証保育所は結構埋まっている状況もあるということで、そこら辺は何かいろいろな特徴を出しているところが、保護者だったりお子さんだったりを受けているのかと思うので、そこら辺のお話も聞きながら、ぜひ対応していただきたいなと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、次にいきたい。4番のパルテノン多摩こどもひろばOLIVEの実施状況について、まず市側の説明をお願いします。

田島子ども家庭支援センター長 それでは、パルテノン多摩こどもひろばOLIVEの実施状況についてご報告をする。

3月27日のパルテノン多摩のプレオープンに合わせて、開設したこどもひろばOLIVEだが、3月は4日間となっているが、386組、1,083人の方がご利用になった。4月の1か月では1,561組、4,142人の方がご利用されている。こちらは資料には盛り込めなかったが、5月に関しても1か月分、集計ができています。5月は1,843組ご利用があつて、5,031人の方がトータルでご利用されたという状況となっている。

イベントに関しては、こちら資料をご覧いただけたらと思う。一時保育事業に関しては、1歳から小学校3年生までがご利用いただける保育だが、3月、4月と、このように利用件数3件、24件となっていて、5月は18件あつた。また、このひろばの中では、子育てに関する相談もできるようになっている。3月の相談は1件となっていたが、4月になると、新規、継続合わせて27件、5月34件という形で相談が少しずつふえているような状況となっている。

三階委員長 この件に関して質疑はないか。

大野委員 今お話があつた相談のことなのだが、概要で結構なので、どんな内容の

ものがどれぐらいあったのかみたいなことが、おわかりになれば教えていただけたらと思う。

田島子ども家庭支援センター長 相談に関しての内容だが、やはりお子さんの対応というか、おむつの外し方のことだったり、食事のことだったり、あとはやはり落ち着きがないとか少し発達に関するようなご相談、年齢的に皆さんが経験するような困っている育児相談もあれば、少し発達のな、専門的な相談も入るのかというところのご相談が主となっている。

サービスの利用に関しての相談は入っているが、数件ということで、主にその育児相談が多くなっている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 次、5番の令和4年度連光寺児童館及び落合児童館の移転前後の運営スケジュールについての説明をお願いします。

石山児童青少年課長 よろしく願います。資料のほうA4横になっているスケジュールである。

令和4年度の連光寺児童館、それから落合児童館、こちらが大規模改修工事を終えて、竣工後の引渡しのスケジュールについてご説明をさせていただく。

連光寺児童館については、8月23日の火曜日までで、連光寺の木の実集会場で今仮設で運営しているが、そちらを終えて、移転作業を8月24日から8月31日までの間に行わせていただきたいと思いますと考えている。この間の営業日で言うと6日間、8月24日から8月31日までの間をお休みをさせていただきたいと思いますと考えている。新たな施設は、9月1日木曜日から運営を開始させていただく。

もう一つ、今度は落合児童館、こちら7月29日、現在は西落合小学校の1階部分で、代替運営をさせていただいているが、7月29日までの運営で終わりとさせていただく。

移転作業は、8月1日から8月8日まで、この間の営業日で言うと6日間お休みをいただいて、まず移設作業をさせていただく。落合児童館の規模が、運ぶ荷物も少し多いものだから、この後、8月9日、10日のお盆前に

は1回開けて、営業時間が1時間早めの17時までで営業させていただきたいと思っている。

再度、8月11日の祝日を挟んで、お盆の時期の8月12日から8月15日まで、ここでもう1回引越し作業のための再開館準備の期間をいただいて、営業日で言うと3日間お休みをいただきたいと思いますと思っている。

新たな施設は8月9日から運営開始で、18時までの通常営業については8月16日からの運営ということでやらせていただければと思っている。

三階委員長 この件について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしということで、次にいきたい。

次、6番、市道2-3号幹線(和田中学通り)の拡幅整備事業について。

檜島道路交通課長 それでは、市道2-3号幹線(和田中学通り)の拡幅整備事業についてご説明申し上げます。資料については、生活環境常任委員会のフォルダーである。そちらのフォルダーの協議会の10番というところである。

それでは、市道2-3号幹線だが、野猿街道を起点として愛宕北通りを終点とする延長が約950メートル、幅員が約7.5メートルの道路である。このうち道路交通課のほうでは、野猿街道から和田中学校含めて、和田原通りの交差点までの約360メートルの区間において、歩道を広げることを主な目的とした拡幅整備事業に取り組んでいるところである。

完成形としては、資料の図面にある左側の計画断面図のところであるが、この通りで、両側に幅員が2.5メートルの歩道ができて、車道は幅が3メートルの道路が2車線、全体幅員として11メートルの道路を予定しているところである。

今年度は、和田中学校の敷地に接する約210メートルの区間において、歩道の拡幅により移設が必要となる防球ネットや砂場、鉄棒、夜間照明、夜間照明器具等の移設設計を行っている。

また、歩道拡幅の影響範囲には桜の木が21本、そのほかの高木が5本、植樹をされていて、現在移植が可能かどうか、樹木医の診断を行っているところである。この診断結果にもよるが、仮に移植しても枯死する可能性が高いとの診断結果になった際には、新たに桜の苗木を植樹したいと考えてい

るところである。

今後のスケジュールだが、今年の12月までに移設設計を終わらせて、工事は来年度を予定している。工事の際には、事業への影響がなるべく少なくなるよう、夏休みの期間の前後を含めて、実施したいと考えているところである。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 次、7番に行く。多摩第三小学校の整備の方向性についての説明をお願いする。

加藤教育振興課長 よろしく願います。協議会資料の7番である。多摩第三小学校の整備の方向性についてというご報告である。

多摩第三小学校、建築後57年経過している。令和8年度、9年度、現時点での想定というところであるが、そちらでの整備を予定している。こちらについては、以下3点の判断理由、そちらのほうを整理させていただいて、今後は、現行敷地での建て替えということで、今検討しているところである。

3点のご説明である。まず、1点目、建物の健全性についてということであるが、こちらは令和3年、昨年3月の子ども教育常任委員会協議会でご報告をさせていただいた、令和元年度に劣化診断を実施した結果、2棟が20年未満、そちらの残存年数というところがあることがわかった。

続いて2点目、社会的ニーズへの対応ということでは、こちらでも57年経過ということなので、建築は昭和39年、その当時とは社会的なニーズも変わってきている。GIGAスクールもここに入ってきたり、バリアフリーだとかそういったところも含めてといったところだが、改修だと部屋の配置、大きさの変更に制限が出てくるので、大きく改善することは少し難しいのかなといった状況がある。

3点目の敷地についてということでは、現行の敷地、多摩第三小学校の敷地は狭い、狭隘というところもあるが、斜線規制、日影規制、そういった法的な規制もクリアできるのかといったところも確認させていただいた上で、4階建てで最大で建てても多摩第二小学校ぐらいのものが建て得ることは

可能だろうというところもわかったので、現時点では、現行敷地での建て替えという方向で、今検討を進めているところである。

規模、手法などについては、引き続きよく検討させていただいて、また、こちら子ども教育常任委員会のほうでも、ご報告をさせていただきたいと考えている。

現状は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 申しわけない、1点だけ教えていただきたいが、先ほど教育振興課長のご説明で、社会的ニーズへの対応ということで、バリアフリーというのはわかったが、GIGAスクール構想といったこともあって、GIGAスクール構想をするためには、具体的に例えばどういったことが、対応が必要になってくるのかというところを教えていただいてもよろしいだろうか。

加藤教育振興課長 GIGAスクールでは、タブレットなども子どもたちに渡されている中で、やはり充電保管庫なども教室にも入ってきたり、ものがふえてきている。GIGAスクールはあくまで例示として出したものだが、それ以外の部分のところでも大分変わってきているところがある。

大規模改修のところだと、なかなか教室の部分を大きくというのは制約もある中なので難しいが、今回建築後60年が経過する中で、建物の健全性についても考えなければならないといったところも加味していく中では、多摩第三小学校ではそういったところの対応が必要かなと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、次にいきたい。次は、8番と9番と10番、これを一緒に説明をお願いします。

齊藤社会教育・文化財担当課長 よろしく願います。それでは、協議会8番、9番、10番、3点まとめて報告をさせていただく。

まず、協議会8である。多摩ふるさと資料館内・展示室3の公開についてということである。

令和4年4月1日に開館した多摩ふるさと資料館の展示室3であるが、こちらに旧小泉家住宅の一部を復元し、今月6月15日から一般公開を開

始させていただいている。

次、2のこれまでの経緯のところであるが、旧小泉家住宅は多摩市落合、現鶴牧にあった養蚕農家である。昭和57年に、小泉氏から住宅部材の寄贈を受けて、これまで保存・保管をしてきた。

次のページをご覧くださいと思うが、ここで展示室内に土間とかつて・ひろまの一部を復元した。また、部屋の中でちょっと仕切りを設けて、電気がなかった時代から昭和の暮らしの生活用具ということで、こちらの資料にも載せさせていただいているが、初期の電気炊飯ジャーやリモコンのないテレビやダイヤル式の電話なども展示をさせていただいて、見ていただくということで、展示を始めたということの報告である。

一部復元させていただいた古民家、旧小泉家住宅であるが、靴を脱いで、この写真の畳の上や板の間に上がっていただいて、中に入って当時の雰囲気も感じていただけるようにということで、ご案内をさせていただいているところである。

続いて、協議会9である。都指定史跡用地に関する申し出について。こちらについては、今年の3月の協議会において、試掘調査に入るということでご報告申し上げた続きである。

試掘調査に入って、無事、試掘調査を終えた後、報告書を作成し、東京都のほうに提出をさせていただいた。今後、この試掘調査の結果をもとにして、所有者の皆様と移転・撤去の方法の検討を進めていく。この工法について一定の整理がついたら、今度はこの移転・撤去に伴う申請を東京都のほうに行って、お認めいただいた後、神殿等の移転・撤去が終わったら、受入れの条件を整え、その後、古墳用地である百草1140-1及び集会場用地を市のほうに寄附を受けていくということで、今後も手続を進めていきたいと思っている。

続いて、協議会の10である。旧富澤家住宅の管理運営業務等についてということである。

民間事業者の資金やアイデアを活用する公募設置管理制度Park-PFIである。及び指定管理者制度を導入する「多摩中央公園改修整備・運営事業」において、旧富澤家住宅は周辺の日本庭園の改修、維持管理・運営業

務を対象としている。

昨年12月、協議会でご報告申し上げたとおり、令和4年2月中に公募設置等計画の認定を行い、事業者であるTAMAセントラルパークJVと実施協定を締結する予定だったが、パルテノン多摩飲食スペースの不調により契約事務が遅滞していた。

ここで事業者との協議が整ったので、令和4年6月10日付で事業者と「多摩中央公園改修整備・運営事業実施協定」を締結した。

2番、これまでの経緯であるが、6月6日に教育委員会定例会において、公募設置等計画の認定及び実施協定の締結等に関する議案が原案可決をした。引き続いて6月10日に、事業者が提出した公募設置等計画を認定し、多摩市、多摩市教育委員会、事業者であるTAMAセントラルパークJVと実施協定の締結を行ったというものである。

今後であるが、6月30日に、事業者と旧富澤家管理運営業務委託を締結する予定である。また、9月議会において、指定管理者の指定に関する議案を上程させていただき、議決をいただければ、令和7年1月に、旧富澤家住宅を含む多摩中央公園の全面供用開始に向けた指定管理業務の開始ということで予定をしているというものである。

雑駁だが、説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 次は11番、令和4年度ICTと健康セミナーの開催予定についてである。

麻生学校支援課長 よろしく願います。それでは、ご説明申し上げます。令和4年度のICTと健康セミナーの開催予定についてである。

まず、本セミナーの目的である。目的については、タブレット端末を活用した学校教育の開始に当たって、児童・生徒がICT機器を活用する際の健康への注意点等を児童・生徒や保護者、教職員等に周知することを目的としている。

次に、本年度の開催時期と内容である。資料にあるとおり、第1回のICT機器の効果的な活用方法についてから、第5回のICTと健康に関する

講演会までの5回を予定している。このほか、セミナー会場での関連書籍の展示及びブックリストの配布、こういったものを図書館と連携して開催する予定である。

三階委員長 この件に関しての質疑はないか。

大野委員 6月21日に関しては教職員の方を対象にということだったが、もしおわかりになればいいが、例えばどんな質問とか何かご意見とかもしあれば。ご参加された先生のほうからもしこういうことが疑問だったり、ご意見だったりというのはあったのかどうか、教えていただけたらと思う。

細谷教育部参事 こちら6月21日、対象は各校のICT教育の担当教員だった。ただ、こちらで今ご質問にあったようなような質問があったか、感想があったかということについて、現時点で資料がないものだから、把握できていない。

大野委員 後日で結構なので、何か特徴的なことがもしあれば教えていただけたらと思う、申しわけない。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 続いて、12番の多摩市立中央図書館整備の進捗状況についてをお願いします。

萩野中央図書館整備担当課長 多摩市立中央図書館整備の進捗状況についてである。

まず、1つ目、中央図書館建設工事についてである。令和5年3月15日の竣工を目指して、現在、躯体工事を進めているところである。8月には屋根工事、その後、内装工事等に進む予定である。しかしながら、物価高等の影響を受けており、様々な資材価格が高騰している。調達が難しい、もしくは遅れるものについては、早めに工事の中で対処しているため、現時点で工期を遅らせる予定はない。

しかしながら、予断を許さない状況が続いているというところで、今後も適切に対処していきたいと思っている。この議会でも補正予算をお認めいただいて、最終日に、契約変更の議決を予定しているので、よろしく願います。

1つ飛んで、3、中央図書館の開館日等についてというところをご説明さ

せていただく。

中央図書館建設工事については進んでいるところだが、これまで図書館本館、今の本館の閉館と中央図書館の開館について、月のところまでしかご説明をしていなかった。閉館については令和5年5月、開館については令和5年7月ということをお示ししてきた。

今般、開館イベント等の企画をするに当たって、市民とも話し合いを進めていきたいという中で、日付も明確にして進めていきたいと考えているため、今回この議会のほうでもご説明をしたいと思っている。

まず、閉館については、令和5年5月7日、これを最終開館日とする予定である。こちらについては、ゴールデンウィークの最終日を予定している。また、開館日については、令和5年7月1日土曜日、こちらを開館日として、その後、開館イベント等を実施していきたいと考えているところである。

間の2については、横倉図書館長よりご説明する。

横倉図書館長 1枚、2ページものの資料の2番であるが、多摩市立中央図書館の管理運営方針についてというところである。

こちらの管理運営方針なのだが、令和5年7月に中央図書館の開館を迎えることを見据えて、中央図書館の管理運営のあり方についてまとめるとともに、開館までに行わなければならない例規等の改正に反映するため、策定をするものである。それについて、後ほど簡単にポイントのほうをご説明したいと思っている。

まず、これまでの経緯のところだが、これまで骨子案をまとめるに当たって、内部検討を進めてきた。まとめたところであって、5月19日に図書館協議会のほうで協議を行っていただいている。その後も学びあい育ちあい推進審議会、また、多摩市教育員会のほうにも報告をしているところである。

現在の状況だが、6月には市民団体へヒアリングを実施している。基本計画を策定するときに、意見をいただいた市民団体等へヒアリングを実施しているところである。

今後については、7月にこの骨子案について、ヒアリング等の内容なども反映などをしながら、素案にまとめ直して、また、引き続き図書館協議会等

で協議を進めていくところである。

9月には市民説明会、また、パブリックコメントのほうも実施をして、11月に教育委員会のほうで原案を協議いただいて決定、その後に、条例等の改正もあるので、そちらを行いながら開館に向けての準備をするという、そのような流れになっているのでよろしく願います。

続いて、骨子案ということで、冊子のような形で用意をしているものがあるが、そちらについて、ポイントだけ説明をさせていただきたい。

こちらのほうは、この下のほうにページ数が振ってあるので、そちらに沿って見ていただきたいが、最初の目次というところの中では、構成としては施設についての部分、また、資料について、それから、中央図書館の機能とサービス、それから管理運営の主体や各館の役割といったところ、それから、開館時間について、こちらのほうに盛り込んでいるところである。

続いて、ページで言うと2ページのところに、この管理運営方針の役割とこれまでの検討の経緯ということなのだが、先ほど経緯については申し上げたところであるが、こちらについては、中央図書館の管理運営のところの部分をしっかり決めていくというものになる。

図書館自体は、日頃の事業実施については、別計画として多摩市読書活動振興計画というのがあるので、そちらに沿って引き続きしっかりと事業のほうは進めていく、そのような形で考えているところである。

その後、4ページのところから中央図書館の施設というところで、施設についての説明がある。こちらの建物が4階層になっているので、ページで申し上げますと9ページのところまで施設の図面と、それから、どういった設備があるかということのご説明になる。

その後、章立てで申し上げますと、13ページのところから、第3章、中央図書館の資料というところであって、こちらについては、やはり資料のほうの充実というところが重要であるので、中央図書館に関しては開館時に20万点の規模ということで始めたいと思っていて、現在の本館が10万点規模だから、開架についてはその倍になるということで、そこを目指して今書籍の構成のほうを考えて準備をしているところである。

その後、15ページから、中央図書館の機能とサービスというところにな

るが、こちらの中央図書館のほうは、多摩中央公園の中に位置するということもあるので、さらに規模が大きくなるので、豊富な資料を整備して、それに見合った総合的なレファレンスサービスなどを行っていききたいというところ、また、周辺施設とも連携をしながら事業を実施していききたい。そういったところをコンセプトに、サービスのほうをまとめているところである。

その後、章立てで申し上げると、19ページのところから第5章というところで管理運営の主体と各館の役割、こちらについては、中央図書館のほうは引き続き私たち職員のほうで運営をしていきながら、やはり他の館のサポートをするような形で、ネットワークを組みながら運営をしていくという形で考えている。それについて、中央図書館と駅前拠点図書館・地域図書館について、役割を簡単にまとめているところである。

次に、次の章でいくと23ページからになるが、第6章、施設管理・運営条件、こちらが図書館の中で開館時間というのは一つのポイントになるので、こちらの開館時間と休館日ということで、中央図書館に関してはこの23ページの枠組みの中に書いてあるが、毎日午前9時30分から午後8時まで、休館日は毎月第1、第3木曜日、また、休館日と祝休日が重なる場合については開館をしていく、そのような形で考えてお示しをしているところである。

また、(2)番というところで、多摩市立図書館全館の開館時間・休館日についてなのだが、こちらについては今まで議会等でも説明をさせていただいているが、やはり図書館を管理していくに当たっては、税の中で賄われているところもあるし、基本計画の中で開館時間の見直し、また、資源の再配置等により、図書館の運営に係る事業費の総体を抑制する方向が示されているというところの中から、そういった中で開館時間・休館日等なども検討してきたところである。

そういった中で、地域館、また、駅前拠点館についても、めり張りという部分もやはり必要になってくるということもあるし、利用状況なども見ながら、主な変更点というところでは、23ページの下のほうにあるが、地域館については今まで午後6時が閉館時間というところもあったが、基本

午後5時にそろえるというような形でしていきたいと考えている。

また、関戸図書館に関しては、こちら10時から開館だったが、こちらについては30分早めて、午前9時30分からということで、開館をしている。

また、先ほど申し上げたが、祝日開館に当たる駅前拠点館と中央図書館については、今後祝休日が休館日と当たる場合には開館をしていくという形にしていくということで、24ページのところに表立てでお示ししているので、こちらを見ていただければと思っている。

また、25ページのところで貸室の運用というところ、こちらについては、これまでと違うような形になるのでご説明をさせていただきたい。

こちらについては、図書館のほうに今ある関戸図書館の活動室だったり、本館の活動室、講座室等あるが、そちらは図書館の支援団体や読書の推進活動を行う市民団体に、無料で貸し出しということで今までやってきた。

今後、中央図書館ができるという中では、やはり市民による地域づくりやまちづくりを支援していくというところや、市民活動は多岐にわたるところもあるので、こちらについては広く利用していただきたいと考えている。

その上で、公民館だったりコミュニティセンター等との整合性というのでも必要だと考えていて、原則有料化するというところを考えているところである。ただ一方、やはり私たち、図書館の支援団体とともに活動するところもあるし、読書支援の活動をしている団体、そういった団体が必要に応じて利用する場合には、費用を取らないというような形、そういった仕組みのほうは検討していきたいと考えていて、今それについて具体化をしている、内部検討をしているところである。

それから、あと大きく変わるというか、ポイントとしては27ページのところであるが、駐車場・駐輪場の利用というところである。駐車場に関しては、こちらの建物に関しては地下の2階のところ、車道のところの入り口に面した部分になるが、ここに障がい者の方用の3台の駐車スペースのほうは用意をするという形になっている。

こちらについては、車椅子利用の方と障がいのある方が車で来館する場

合には駐車できるスペースということで、基本的には譲り合って駐車ができるような形で考えている。一方、一般に利用される方で、車でいらっしゃる方は、隣接するパルテノン多摩の駐車場のほうを利用いただくという形で考えている。

また、駐輪場であるが、駐輪場は用意をしているところである。自転車用ということで1階に35台、それから、地下2階に自転車35台、また、バイク用の20台ということでスペースを用意をするが、こちらについては、基本的には利用者の方の負担ということで検討をしている。こちら近隣、多摩センター駅に近いというところもあるので、通勤・通学の方も様々に自転車を使っている。そういった中で、ここについては利用者負担というところで考えているところである。

今申し上げたところの部分が、ポイントの部分になるが、このような形で骨子案のほうをまとめていて、ヒアリングのほうでもご意見いただいているので、そこを踏まえた中で、また、新たにまとめたところで、ご説明もまた引き続きさせていただきたいので、よろしく願います。

三階委員長 説明は終わった。この件についての質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、質疑を終了する。

次は、ベルブ永山を活用した庁舎狭隘化対策の方針についてである。

田島企画課長 それでは、子ども教育常任委員会の時間をいただいて、ご説明させていただく。資料のほうは、申しわけないが、総務常任委員会のほうにお戻りいただいて、総務常任委員会の協議会資料の2というものがあるので、そちらをご覧いただきたい。

今回の一般質問、代表質問でも一部いただいたが、ベルブ永山を活用した庁舎の全体的な狭隘化対策を行っていきたいと思っている。この対象として、教育委員会事務局の執務室をベルブ永山に移していきたいと思っているので、今回、子ども教育常任委員会のほうでも、この案件、説明させていただきたい。

パワーポイントの資料の1枚目であるが、こちらはご案内かと思うが、庁舎狭隘化、以前から議会からもご指摘をいただいているところもある。対策

が必要な背景として、ここでは5点ほど掲げている。特に1点目に掲げている窓口スペース、特に顕著なのが障害福祉課の前だと考えているが、通路上に待機者の方がいらっしゃって、また、一般の来庁者のほうにも支障を来している。

また、総じて言えるところだが、相談者のプライバシー確保の点でも、窓口の部分についてはかなり課題があるというところと、あと、この会議室、全庁を見渡しても打合せができるような、そういったところが限られていて、日常的にそういった場が不足している。

また、少数での来客、また、昨今のリモートでの会議等についても場所がないので、広い会議室を少数の人間で代用して、リモート、オンラインでの会議をやっているといった状況にあるので、効率的でないところが生じている。

3、4、5については、どちらかというとな内部的な課題であるが、特に健康福祉部等、棟や階が分散していて、内部の事務執行、コミュニケーションに支障を来している。また、生活福祉課が一番顕著であるが、限られた執務環境、執務スペースの中でかなり大人数の職員が入っている、執務をしているという状況がある。

こういったことも受けて、もちろん組織的な人員の増、また、組織改正等に対応できていないというところがあるので、今回、矢印の下にあるが、抜本的な解決については今検討している基本構想をつくっているが、令和11年度に予定している本庁舎の建て替え、こちらで対応していきたいと思っているが、それまでの間、おおむね7年間ほどあるが、この間については、本庁舎が狭隘化しているのので、庁舎外の施設を用いて狭隘化対策を行っていきたいと思っている。

次のページである。今回、本庁舎以外の庁舎外の施設、また、この本庁舎の外に出していく組織をどこにするかという課題がある。

そちらが2ページ目になるが、庁舎外の施設として考えられるのがそこにあるが、なるべく庁舎外の施設を使うとしても、過度な分散、施設を分散させていくというのはなるべく避けていきたいと思っているし、また、できる限り既存の公共施設で、一定のスペースを確保できるものであればそう

いった施設、そういうものがない場合については、民間の施設で既に公共施設が入っている施設、こちらが候補に挙がるかと思っている。

また、庁舎外の施設に移転をしていく組織、こちらについては本庁舎から離れていくことになるので、ある程度、その離れた先で組織としてのマネジメントが図れるようにしていく必要があるので、一定のまとまりのある組織、部単位相当の組織を移転することが望ましいと考えている。

こちらを勘案していくと、下のほうの矢印にある今回ベルブ永山4階、5階が、この補正でしごと・くらしサポートステーション、今4階に入っているが、こちらを2階に移していくと。その前に、以前あった4階のマイナンバーカードセンターについては既に2階に移っている。また、5階で執務をしていたワクチン接種のコールセンター等の事務についても5階、既に健康センターのほうに移っているので、今回このしごと・くらしサポートステーションを移すことによって、4階、5階、一定のスペースを確保することができるというところになっている。

また、ベルブ永山については、一番下の丸にあるが、公民館、図書館、既に永山公民館、永山図書館が入っているので、教育委員会事務局を移転することで一定の教育部としてのメリットもあるのではないかと考えている。

その次の3ページが、今申し上げた教育委員会事務局とベルブ永山の移転をどう判断していくかというところの一つの要素として、面積がどのようになっているかというところであるが、(1)がベルブ永山で今使える空き面積、そちらをお示ししている。今申し上げたように5階の1部屋と4階の3部屋、これを合計すると589.45平米ということになる。

一方、教育委員会事務局で第二庁舎を使っている面積がおおむねこれも589平米、これは1階の第二庁舎会議室、これは共用だが、これも含めての面積になるが、このベルブ永山で、今回4階、5階、確保できそうな面積と、現状で教育委員会が使っている面積、これがほぼ一致しているということになるので、今回については、教育委員会事務局のほうにこのベルブ永山の空きスペースを使って移転をしていただく方向で考えている。

次のページが、この教育委員会事務局をベルブ永山に移すに当たっての考え方になる。

大きく3つあるが、1点目が先ほども申し上げたが、今回はあくまでも令和11年度の本庁舎の建て替えが予定されているので、今回の移転についてはあくまでも暫定的な措置、仮の移転と考えているので、今回4階、5階で執務室環境を整備するが、その備品等についてはなるべく新規購入は最小限にして、できる限り既存の備品等を使っていきたいと思っている。

また、2点目として、今回、本庁舎からこの教育委員会事務局を一定の距離があるところに移していくことになるので、その上でもなるべく効率的な執務環境を整備していきたいと思っている。特に教育長、教育部長等が外に出ていくということになるので、会議等についてもなるべくオンラインで参加できるような環境、また、そういったデジタル技術、今回DXを進めていくという中でも、一定の効率的な執務環境はこれを機会に整えていきたいと思っている。

また、3点目も今回、市民サービスへの影響がなるべく少なくなるように、これについては関係する部署だけでなく、全庁的に取り組んでいきたいと思っている。教育部、災害時については避難所対策班になっているし、また、市民の方、転入・転出の際には学校の転籍のそういった手続もあるので、そういった点でも市民の方のサービスに大きく影響が出ないような、これについては関係する部署、全庁的に協力して、今協議を進めているところであるので、なるべくサービスの低下にならないような仕組みを今考えている。

その次のページ、5ページ目になるが、今回、教育委員会事務局をベルブ永山に移した後、この本題になるが、本庁舎の狭隘化対策を行っていききたいと思っている。

こちらについて先ほど冒頭で申し上げた、かなり課題が出ている、特に福祉部門の窓口、こういったものを集約、拡張したり、また、窓口でのプライバシー確保、特に車椅子を利用されている方、障害福祉課等、そういった方への配慮をした通路スペースの確保を、これを機会にやっていきたいと思っている。

2点目であるが、今回新庁舎の建て替えを控えているところであるが、その中でも今基本方針をつくっているところであるが、その議論にもある

職員の新たな働き方、こういったものをなるべくハード面、ソフト面でも取り入れられるところは取り入れていきたいと思っている。フリーアドレス制や先ほど申し上げたウェブ会議等については、これを機会にやれるところから入っていききたいと思っている。

その上で、この本庁舎の中の部署のレイアウト変更、特に第二庁舎の2階が、教育委員会が移転することによって空きが生じるので、こちらを活用して2回、3回ぐらいの玉突きでの移転になることが、今、見込んでいるが、そういった空いたスペースを活用して、その整備工事をし、空いたスペースに移転するということを二度、三度繰り返した上で、全体のレイアウト変更を進めていきたいと思っている。

最後のページが全体のスケジュールになるが、1期、2期、ここで2期のしごと・くらしサポートステーションが6月補正で移転の費用を認めていただいたので、ここで工事に入って、しごと・くらしサポートステーションについては、予定では10月のシルバーウィーク明けぐらいから業務を開始する。

さらに、この3期に当たる教育委員会執務室の移転の、こちらの必要経費を9月の補正で計上させていただこうと思っているので、こちらお認めいただければ10月、11月の工事で、12月以降、ベルブ永山4階、5階への引っ越しを進め、予定では、年内中にはベルブ永山での業務を開始できるようにしていきたいと考えている。

こちらでベルブ永山に移ることによって、本庁舎、第二庁舎の2階が空くので、そちらにかかる工事費用等について、予定では4期として、12月補正で計上し、年度末ぐらいから工事を進めて、先ほど申し上げた幾つかの部署の玉突きの移転をすることによって、先ほど冒頭申し上げた全体の狭隘化による課題を解決をしていきたいと考えているので、全体としては来年度、令和5年の夏、秋ぐらいまでに、暫定であるが、この一定の狭隘化対策を進めていきたいと考えている。

三階委員長

説明は終わった。この件についての質疑はないか。

岸田委員

こちらのお話は総務常任委員会のほうにも出ていて、そちらのほうもユークレブで拝見したりとかして、あくまでも狭隘化対策であり、市庁舎建

て替えとはまた別のお話なんだといった確認とかもあったと思うが、この市民サービスへの影響が最小限になるように全庁的に取り組むということに入ってくるのかもしれないが、文部科学省の調べによると、外国にルーツのある子ども、外国籍のある子どもが全国で2万人ほどこの学校にも在籍していない、学びの保障がされていないということが調査でわかったが、そこで文部科学省は、やはり市民が手続に来られたときに、しっかり教育委員会にご案内するだけではなく、つなげていくことがそこで大事なんだといったことが、そこでは課題の解決として示されたが、今までも同じ建物内にはなかったが、今後より距離が離れるというところで、こういった市民が窓口に来られて、今度教育委員会でもしっかりつないでいかなければならないといったようなことがほかにも幾つかあるのではないのかと思うが、そういった洗い出しとかそのような対応を今後どうしていくかといったことは検討されたのか。

田島企画課長　私も以前、学校支援課にいたので、ある程度転籍の手続については承知をしているところである。

今、岸田委員からあったように、特に外国籍のお子さん等について、そういったお子さんがいらっしゃるときには、以前の私がいたケースでは、教育センター等をご案内していたかと思うが、そういった特別な配慮が必要な方、お子さんとか、そういった特別支援が必要なお子さん、いろいろ様々なケースがあるので、そういったところに適切に対応できるような、そういった仕組みを教育委員会と関係する部署で、どういったやり方であれば今までは本庁で完結していた手続が、ベルブ永山に行かなくても完結できるようにできるのかといったところについては協議をしているところであるので、必要な対応については今後も検討を進めて、適切に対応していきたいと思っている。

岸田委員　保護者の場合だと就労しているといったこともあって、何回も行くというのがなかなか難しいという状況もあると思うので、一つで完結するというのもそうであるし、あともう一つは、きちんと手続を行わなければならないことを知らせるということもすごい大事だと思うので、その点についてもよろしく願います。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 質疑というか、要望に近いと思うが、私、ずっと以前に一般質問の中で、ベルブ永山のトイレが、誰でもトイレが、障がい者の方が入っても一定時間がたつと空いてしまうということについて質疑したことがあって、なかなかその改善が、市のものではないので難しいというような話もあると思うが、こういった形で公の機能がベルブ永山にということ言えば、やはりそういう方が使うトイレということ念頭に置いて、ぜひ今後善処していただきたいなということを強く要望していきたいと思う。

鈴木教育部長 当時、私が答弁したような気もするが、公民館の部分については今ご質問者からいただいた部分、あるいはベルブ永山全体といったところでは、防犯の話も当時させていただいたと思う。

私が公民館長のときには、誰でもトイレの中で花火をされていたとか、様々なむしろ本来使ってもらう人たちが使えなくなる、あるいは不快になるような状況も生み出されている中で、管理組合の一事業所として、多摩市教育委員会あるいは永山公民館ということで調整をしているので、今いただいたお話も含めて、建物全体で考えていく必要があると思っている。ありがとう。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ありがとう。終わりたいと思う。

それでは、次、14番、最後だが、行政視察についての件に移りたい。

それで今年度の子ども教育常任委員会の行政視察の実施について少し協議したいと思うが、6月8日の議会運営委員会において、常任委員会の行政視察は日帰りにとどめることということが確認されたので、これを踏まえて少し協議したいと思う。

まず、視察の実施の有無についてを確認し、実施する場合には日程、目的、内容、候補地などを協議したいが、ここで1回協議会を休憩して、話し合いたいと思う。

午後 2時14分 休憩

午後 2時17分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

日程や視察等の候補については、7月20日という形になっている。できたら私が言い出しっぺというものもあるので、提案をしたいと思うが、もしこういうところもあるということがあれば、7月20日までに各委員から提案を受け付けるので、事務局にメールを届けていただければと思う。

それでよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時18分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時18分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

三 階 道 雄